

資料編

〔はじめに～関係資料〕

図表1 北海道の高齢者人口の推移

年次	人口(人)			総人口比(%)	
	総数 a	65歳以上 b	75歳以上 c	b/a	c/a
昭和40年	5,171,800	249,318	73,276	4.8	1.4
昭和50年	5,338,206	366,651	110,013	6.9	2.1
昭和60年	5,679,439	549,487	194,518	9.7	3.4
平成2年	5,643,647	674,881	252,547	12.0	4.5
平成7年	5,692,321	844,927	318,985	14.8	5.6
平成12年	5,683,062	1,031,552	413,430	18.2	7.3
平成13年	5,675,309	1,045,059	420,325	18.4	7.4
平成14年	5,667,024	1,079,398	444,963	19.0	7.9
平成15年	5,662,856	1,115,974	469,750	19.7	8.3
平成16年	5,650,573	1,146,723	496,326	20.3	8.8
平成17年	5,629,970	1,209,758	547,544	21.5	9.7

- ・平成12年までは、総務庁統計局「国勢調査」
- ・平成13年から平成16年までは、総務省行政局「住民基本台帳人口要覧」による
- ・平成17年は道「住民基本台帳関係年報」(平成18年3月31日現在)

図表2 要介護認定者数の推移

- ・第1号被保険者の推移

(単位：千人)

	H12.4月末	H13.4月末	H14.4月末	H15.4月末	H16.4月末	H17.4月末
全道	1,008	1,048	1,082	1,119	1,150	1,178
全国	21,654	22,473	23,223	23,981	24,528	25,161

<介護保険事業状況報告>

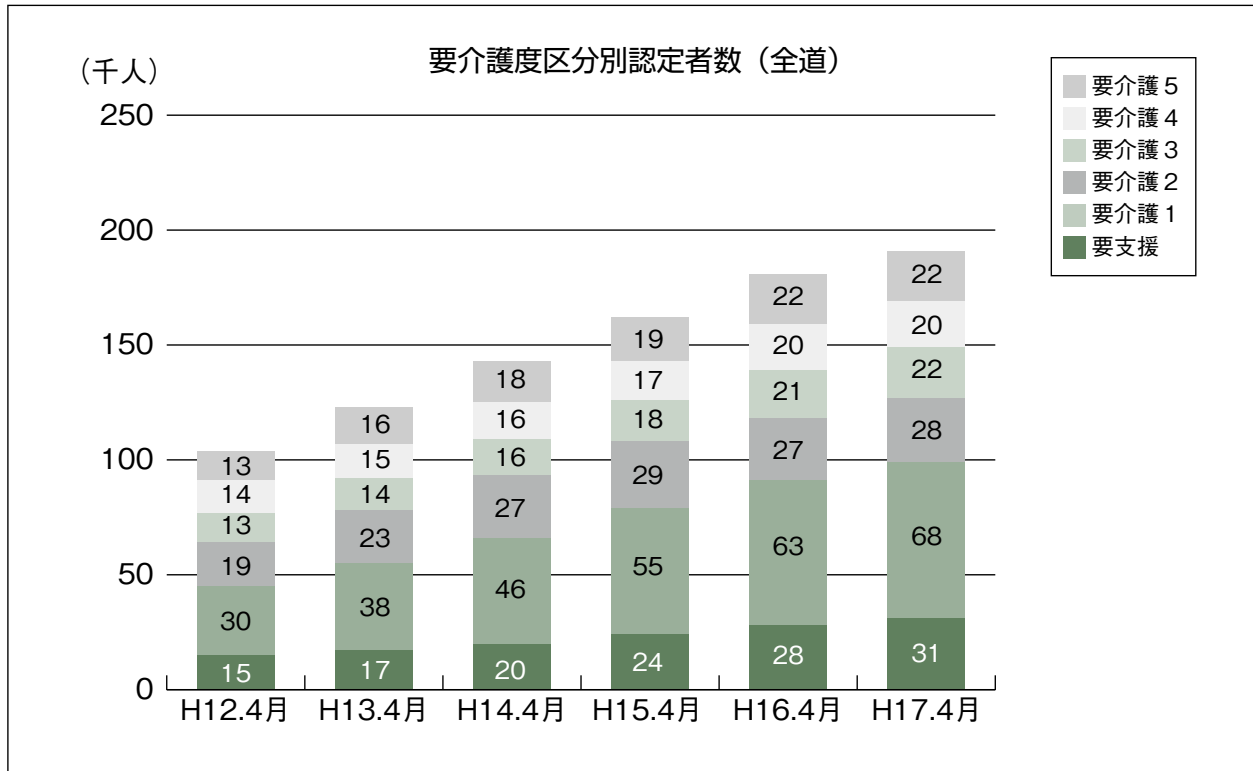
- ・要介護認定者数の推移

(単位：千人)

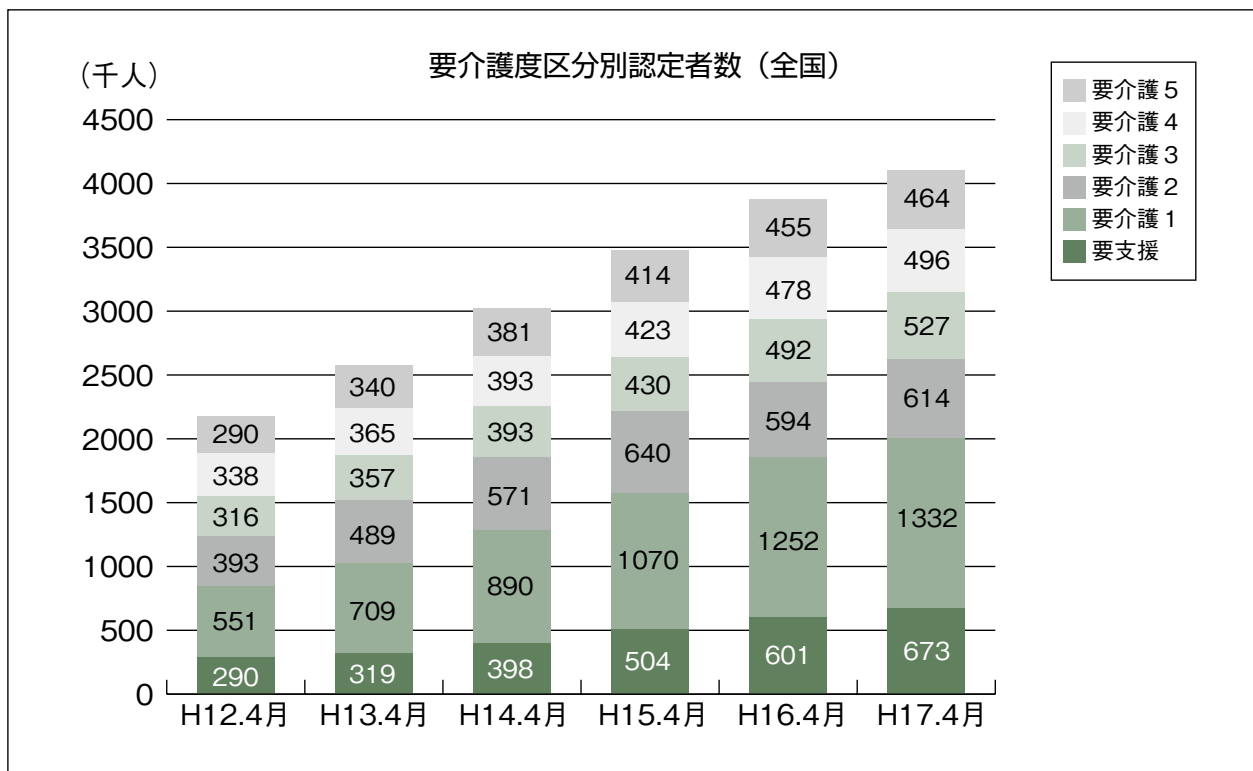
	H12.4月末	H13.4月末	H14.4月末	H15.4月末	H16.4月末	H17.4月末
全道 (認定率)	106 (10.2%)	125 (11.6%)	146 (13.1%)	166 (14.3%)	183 (15.4%)	195 (16.6%)
全国 (認定率)	2,181 (-)	2,582 (11.1%)	3,029 (12.6%)	3,484 (14.0%)	3,874 (15.2%)	4,108 (15.8%)

<介護保険事業状況報告>

図表3 要介護度区別認定者数



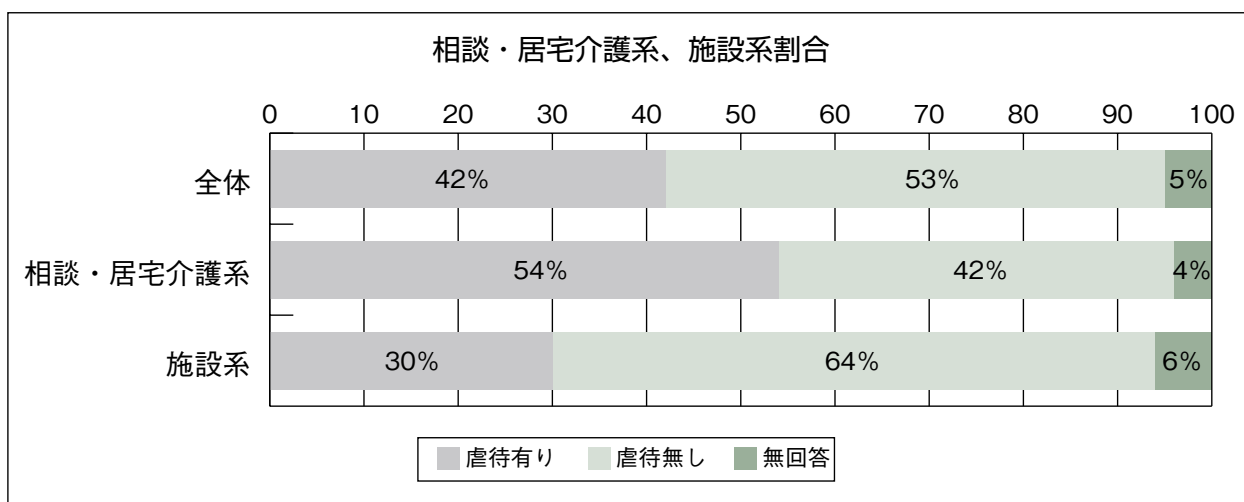
<介護保険事業状況報告>



<介護保険事業状況報告>

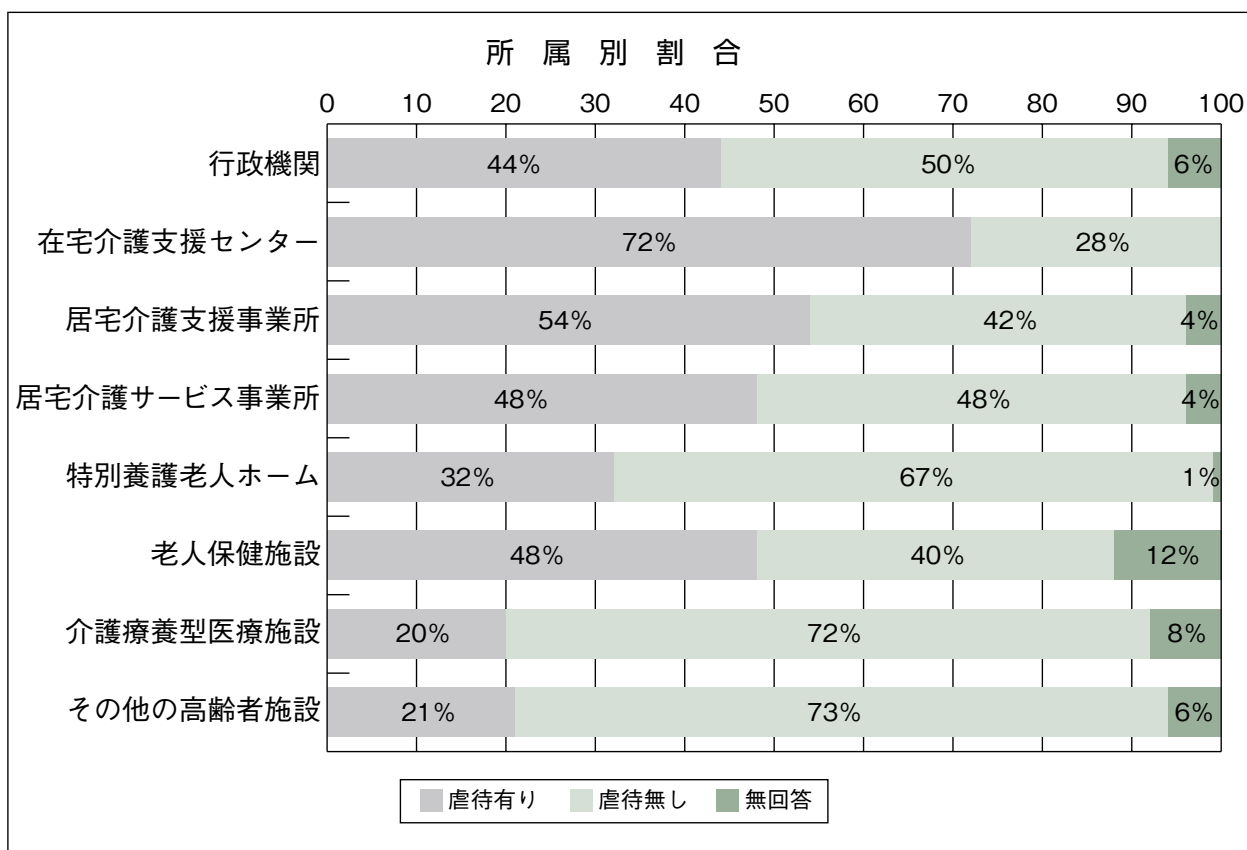
〔I章関係資料〕

図表4 虐待の有無



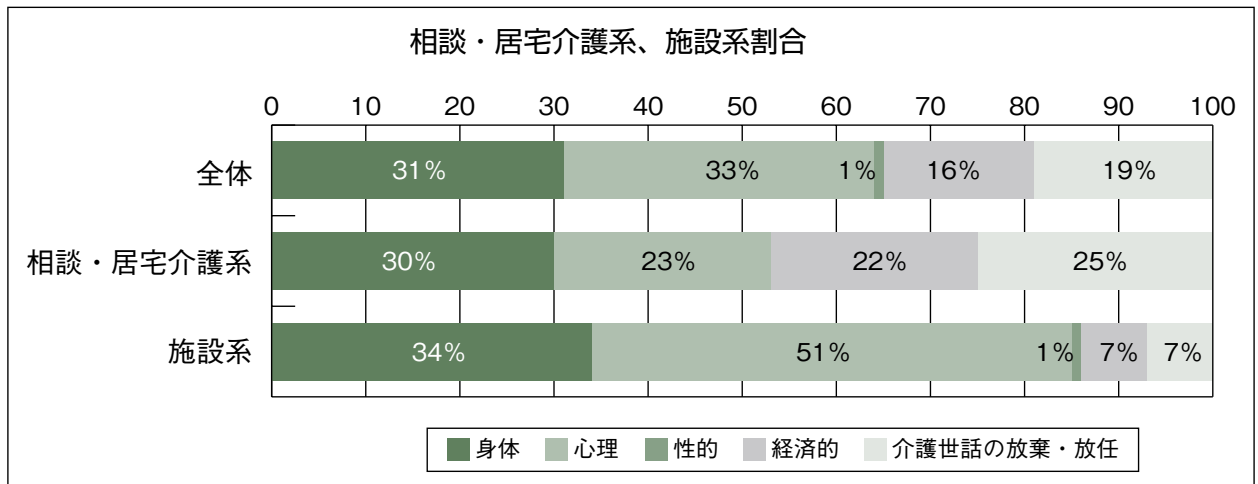
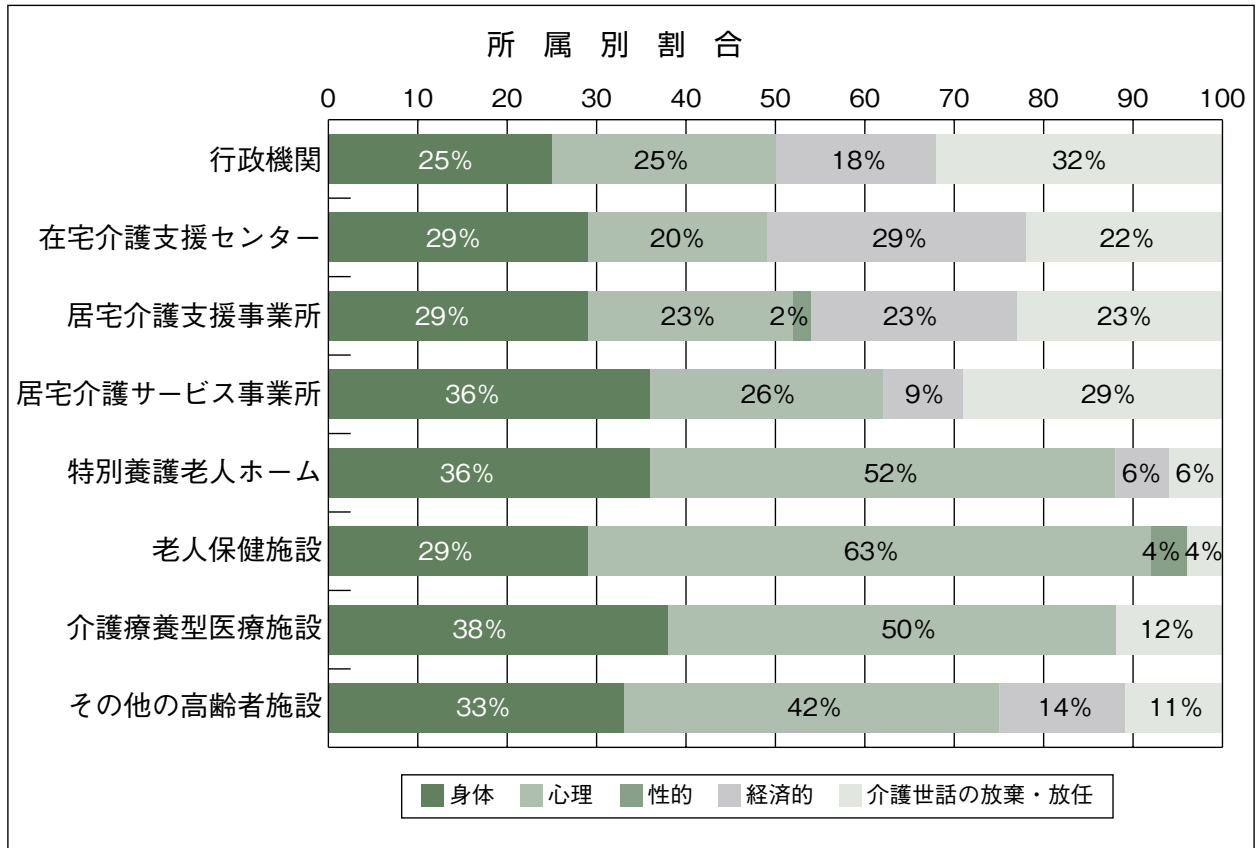
<北海道「高齢者虐待に関する調査」2004.3>

図表5 虐待の有無の所属別割合



<北海道「高齢者虐待に関する調査」2004.3>

図表6 虐待の種類別割合



<北海道「高齢者虐待に関する調査」2004.3>

〔Ⅲ章関係資料〕

高齢者への虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の高齢者の発する「サイン」として、複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。これらは例示で、この他にも様々な「サイン」があることを認識しておく必要があります。

《身体的暴力による虐待のサイン》

チェック欄	サ イ ン 例
<input type="checkbox"/>	身体に小さなキズが頻繁にみられる。
<input type="checkbox"/>	太腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる。
<input type="checkbox"/>	回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
<input type="checkbox"/>	頭、顔、頭皮等にキズがある。
<input type="checkbox"/>	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
<input type="checkbox"/>	急におびえたり、恐ろしがったりする。
<input type="checkbox"/>	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
<input type="checkbox"/>	キズやあざの説明のつじつまが合わない。
<input type="checkbox"/>	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
<input type="checkbox"/>	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない。

《心理的障害を与える虐待のサイン》

チェック欄	サ イ ン 例
<input type="checkbox"/>	かきむしり、嘔みつき、ゆすり等がみられる。
<input type="checkbox"/>	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
<input type="checkbox"/>	身体を萎縮させる。
<input type="checkbox"/>	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
<input type="checkbox"/>	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
<input type="checkbox"/>	自傷行為がみられる。
<input type="checkbox"/>	無力感、あきらめ、なげやりの様子になる。

《性的暴力による虐待のサイン》

チェック欄	サ イ ン 例
<input type="checkbox"/>	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
<input type="checkbox"/>	肛門や性器からの出血やキズがみられる。
<input type="checkbox"/>	生殖器の痛み、かゆみを訴える。
<input type="checkbox"/>	急に怯えたり、恐ろしがったりする。
<input type="checkbox"/>	人目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
<input type="checkbox"/>	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
<input type="checkbox"/>	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。
<input type="checkbox"/>	睡眠障害がある。

《経済的虐待のサイン》

チェック欄	サ イ ン 例
<input type="checkbox"/>	年金や財産収入があることが明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。
<input type="checkbox"/>	自由に使えるお金がないと訴える。
<input type="checkbox"/>	経済的に困っていないのに、利用者負担のあるサービスを利用したがない。
<input type="checkbox"/>	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
<input type="checkbox"/>	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
<input type="checkbox"/>	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

《介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待（自己放任含む）のサイン》

チェック欄	サ イ ン 例
<input type="checkbox"/>	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
<input type="checkbox"/>	部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
<input type="checkbox"/>	寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
<input type="checkbox"/>	汚れたままの下着を身につけるようになる。
<input type="checkbox"/>	かなりの褥そうができています。
<input type="checkbox"/>	身体からかなりの異臭がするようになってきている。
<input type="checkbox"/>	適度な食事を準備されていない。
<input type="checkbox"/>	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
<input type="checkbox"/>	栄養失調の状態にある。
<input type="checkbox"/>	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

《家族の状況に見られるサイン》

チェック欄	サ イ ン 例
<input type="checkbox"/>	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
<input type="checkbox"/>	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
<input type="checkbox"/>	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
<input type="checkbox"/>	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
<input type="checkbox"/>	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
<input type="checkbox"/>	経済的に余裕があるように見えるのに高齢者に対してお金をかけようとしない。
<input type="checkbox"/>	福祉や保健の担当者とう会うことを嫌うようになる。

《地域からのサイン》

チェック欄	サ イ ン 例
<input type="checkbox"/>	自宅から高齢者本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、物が投げられる音が聞こえる。
<input type="checkbox"/>	昼間でも雨戸（カーテン）が閉まっている。
<input type="checkbox"/>	庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している。
<input type="checkbox"/>	郵便受けや玄関先等が、一週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。
<input type="checkbox"/>	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。
<input type="checkbox"/>	天気が悪くても、高齢者が長時間、外にいる姿がしばしばみられる。
<input type="checkbox"/>	家族と同居している高齢者がコンビニやスーパー等で一人分のお弁当等を頻繁に買っている。
<input type="checkbox"/>	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
<input type="checkbox"/>	配食サービス等の食事がとられていない。
<input type="checkbox"/>	薬や届けた物が放置されている。
<input type="checkbox"/>	道路に座り込んでいたり、徘徊している。

《その他のサイン》

チェック欄	サ イ ン 例
<input type="checkbox"/>	通常的生活行動に不自然な変化がみられる。
<input type="checkbox"/>	体重が不自然に増えたり、減ったりする。
<input type="checkbox"/>	ものごとや自分の周囲に対して、極度に無関心になる。
<input type="checkbox"/>	睡眠障害がみられる。

〔IV章関係資料〕

虐待相談受付票

聴取者（ ）

受理年月日		平成 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分
被虐待者	ふりがな氏名	
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日生（ ）歳 男・女
	住所	
	介護認定	1 未申請 2 申請中 3 あり（自立・要支援〔 〕・要介護〔 〕）
養護者	ふりがな氏名	
	職業	
	続柄年齢	高齢者との続柄（ ）年齢（ ）歳
	住居状況	①独立家屋・集合住宅（ ）階 ②鉄筋・木造
虐待内容		・誰から ・いつから ・頻度は ・どんなふうに
虐待の種類		（主◎ 従○：身体的／心理的／性的／経済的／ネグレクト／その他）
高齢者の状況		・ADLの状況： ・IADLの状況：
家庭の状況		・家族内の協力者（ ） ・家族以外の協力者（ ） ・同居家族 ・経済状況 1 楽である 2 やや楽である 3 ふつう 4 苦しい（理由 ） 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯 年金（ ）収入 円
情報源と養護者の理解		・通告者は 実際に目撃している・悲鳴や音等を聞いて推測した ・通告者は 関係者（ ）から聞いた ・養護者は この通告を（ 承知 ・ 拒否 ・ 知らせていない ）
相談者	氏名	
	住所	電話
	関係	家族 ・ 近隣 ・ ケアマネジャー ・ 介護サービス事業所 ・ 病院 ・ 保健所 福祉事務所 ・ 民生委員 ・ 警察 ・ その他（ ）
	通告意図	高齢者の保護 ・ 調査 ・ 相談
調査協力		調査協力（ 諾 ・ 否 ） 当所からの連絡（ 諾 ・ 否 ）
相談者への対応		・当所で実態把握する ・他機関通報 ・その他（ ）
所長決裁		年 月 日 ○○○○地域包括支援センター

相談 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月

ケア 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月

相談記録票

I 基本事項	作成者・作成日	作成者（職・氏名）：		作成日：		初回相談日					
	対象者	氏名		男・女（明治・大正・昭和 年 月 日生		歳）					
	身障手帳等	1 なし 2 あり（身障 級・精神 知的 ）（障害名）									
	介護認定申請	1 なし 2 申請中 3 あり〔自立・要支援（ ）・要介護（ ）〕									
II 日常生活動作	経済状況	1 楽である 2 やや楽である 3 普通 4 苦しい（理由） 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯 年金（ ） 収入 円									
	ADL状況	ADLの状況			I ADLの状況						
III 精神状況	1 自立	歩行	1	2	3	（ ）	掃除	1	2	3	（ ）
	2 一部介助	食事	1	2	3	（ ）	洗濯	1	2	3	（ ）
	3 全介助	排泄	1	2	3	（ ）	買い物	1	2	3	（ ）
	I ADL状況	入浴	1	2	3	（ ）	調理	1	2	3	（ ）
	1 可	着脱衣	1	2	3	（ ）	金銭管理	1	2	3	（ ）
	2 一部可	整容	1	2	3	（ ）					
	3 不可										
	性 格	1 問題なし 2 問題あり（ ）									
	対人関係	1 拒否的 2 普通 3 協調的 （具体的問題事例： ）									
	認 知 症	記憶障害	1 軽度	2 中度	3 重度						
精 神 症 状	失見当	1 軽度	2 中度	3 重度							
	睡眠障害	1 軽度	2 中度	3 重度							
	心気症状	不安	焦燥	抑うつ	興奮	幻覚	妄想	せん妄（ ）			
	問 題 行 動	攻撃的行為	1 軽度	2 中度	3 重度	不穏興奮	1 軽度	2 中度	3 重度		
自傷行為		1 軽度	2 中度	3 重度	不潔行為	1 軽度	2 中度	3 重度			
火の扱い		1 軽度	2 中度	3 重度	失禁	1 軽度	2 中度	3 重度			
徘徊		1 軽度	2 中度	3 重度	その他（ ）						
特記事項	・アルコール依存症等										
IV 健康状態	・現病歴 ・かかりつけ医 ・既往症歴 等										
V 住居の状況											
VI 経歴・職歴過去のトラブル											
VII 家族等の状況	構 成 図	♂—— ——♀									
	世 帯 員	氏 名	続柄	年齢	職業・問題点、過去のトラブル等						
	別 居 家 族 緊急連絡先	氏 名	続柄	年齢	住 所	電 話	職 業				
	親 戚	氏 名	続柄	年齢	住 所	電 話	職 業				
	家族関係										
キーパーソン	1 問題解決のための協力者： 2 本人・家族に最も影響力のある人物： 3 成年後見制度の後見人候補：										
特記事項											

VIII 虐待 等 の 状 況	虐待の区分	1 身体的 2 心理的 3 性的 4 経済的 5 ネグレクト 6 その他 ()							
	現状・経過	(詳細は別紙)							
	緊急性の有無	1 本人が保護を求めている。 2 生命に危険な状態 (重度のやけどや外傷、褥そう、栄養失調、衰弱、脱水症状、肺炎) 3 生命に危険な行為が行われている。 (頭部打撃、顔面打撃、首締め・揺さぶり、戸外放置、溺れさせる等) 4 確認はできないが上記の可能性が高い。							
	高齢者本人の 真意・希望	1 在宅維持・家族との生活 2 家族からの一時的離脱 3 施設入所 4 その他 内容 []							
	特記事項								
	補足事項	事項	氏名	続柄	虐待内容	頻度	虐待の自覚	虐待の要因	
		虐待者			※番号	1 2 3 4 5	有・無・不明	※番号	
	虐待 の 内 容	虐待 の 内 容	(身体的虐待) ①外傷 (出血、骨折、やけど) ②傷にならない暴力 (殴る、蹴る、叩く) ③拘束 (縛り付け、閉じこめ) (心理的虐待) ④暴言、威圧、侮辱、脅迫 ⑤無視 ⑥嫌がらせ (性的虐待) ⑦不必要な性器への接触 ⑧下半身を裸にして放置			(経済的虐待) ⑨日常必要な金銭を渡さない ⑩年金、預貯金等の取り上げ ⑪不動産、有価証券等の無断売却 (ネグレクト) ⑫入浴・排泄介助放棄による不衛生状態 ⑬水分食事摂取の放棄による身体的ダメージ ⑭劣悪な住環境での生活 ⑮介護・医療サービスを受けさせない ⑯介護者が不在がち ⑰その他 ()			
			虐待 頻度	1 いつも/毎日 2 一週間に数回 3 一ヶ月に数回 4 一ヶ月に1回以下 5 不明					
		虐待 の 要 因	①高齢者本人の認知症による言動の混乱 ②高齢者本人の介護の困難さ・難しさ ③高齢者本人の性格や人格 ④高齢者本人の過去 ⑤虐待者の身体障害 ⑥虐待者の知的障害・知的問題 ⑦虐待者のアルコール依存 ⑧虐待者の精神障害 ⑨虐待者の上記以外の疾病等 ⑩虐待者のギャンブル依存			⑪虐待者の性格や人格 ⑫虐待者の介護疲れ・介護ストレス蓄積 ⑬虐待者の知識不足や情報不足 ⑭虐待者の外部サービス利用への抵抗感 ⑮高齢者本人と虐待者との人間関係 ⑯家族・親族の無関心、無理解、非協力 ⑰経済的困窮 ⑱経済的利害関係 (財産、相続) ⑲その他 () ⑳不明			
相 談 ・ 対 応 記 録	年月日	内 容					記 録 者		

※ケースにより次に続けて記載する。

(出典) 群馬県編「処遇困難ケース対応マニュアル」及び世田谷区の相談記録・世帯票を参考に作成しています。

〔VI章関係資料〕

● 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針

1 苦情解決の仕組みの目的

- 苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足感を高めることや早急な虐待防止対策が講じられ、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用することができるように支援する。
- 苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や事業者の信頼や適正性の確保を図る。

2 苦情解決体制

(1) 苦情解決責任者

苦情解決の責任主体を明確にするため、施設長、理事等を苦情解決責任者とする。

(2) 苦情受付担当者

- サービス利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、職員の中から苦情受付担当者を任命する。
- 苦情受付担当者は以下の職務を行う。
 - ア 利用者からの苦情の受付
 - イ 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
 - ウ 受け付けた苦情及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告

(3) 第三者委員

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置する。

- 設置形態
 - ア 事業者は、自らが経営するすべての事業所・施設の利用者が第三者委員を活用できる体制を整備する。
 - イ 苦情解決の実効性が確保され客観性が増すのであれば、複数事業所や複数法人が共同で設置することも可能である。
- 第三者委員の要件
 - ア 苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること。
 - イ 世間からの信頼性を有する者であること。

(例示)

評議員（理事は除く）、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など

○ 人数

第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数であることが望ましい。その際、即応性を確保するため個々に職務に当たることが原則であるが、委員相互の情報交換等連携が重要である。

○ 選任方法

第三者委員は、経営者の責任において選任する。

(例示)

- ア 理事会が選考し、理事長が任命する。
- イ 選任の際には、評議員会への諮問や利用者等からの意見聴取を行う。

○ 職務

- ア 苦情受付担当者からの受け付けた苦情内容の報告聴取
- イ 苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知
- ウ 利用者からの苦情の直接受付
- エ 苦情申出人への助言
- オ 事業者への助言

- カ 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立ち会い、助言
- キ 苦情解決責任者からの苦情に係る事案の改善状況等の報告聴取
- ク 日常的な状況把握と意見傾聴

○ 報酬

第三者委員への報酬は中立性の確保のため、実費弁償を除きできる限り無報酬とすることが望ましい。ただし、第三者委員の設置の形態又は報酬の決定方法により中立性が客観的に確保できる場合には、報酬を出すことは差し支えない。

なお、かかる経費について措置費等より支出することは、差し支えないものとする。

3 苦情解決の手順

(1) 利用者への周知

施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者は、利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知する。

(2) 苦情の受付

- 苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を随時受け付ける。なお、第三者委員も直接苦情を受け付けることができる。
- 苦情受付担当者は、利用者からの苦情受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について苦情申出人に確認する。
 - ア 苦情の内容
 - イ 苦情申出人の希望等
 - ウ 第三者委員への報告の要否
 - エ 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立ち会いの要否
- ウ及びエが不要な場合は、苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いによる解決を図る。

(3) 苦情受付の報告・確認

- 苦情受付担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者及び第三者委員に報告する。ただし、苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除く。
- 投書など匿名の苦情については、第三者委員に報告し、必要な対応を行う。
- 第三者委員は、苦情受付担当者から苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認するとともに、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知する。

(4) 苦情解決に向けての話し合い

- 苦情解決責任者は苦情申出人との話し合いによる解決に努める。その際、苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。
 - 第三者委員の立ち会いによる苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いは、次により行う。
 - ア 第三者委員による苦情内容の確認
 - イ 第三者委員による解決案の調整、助言
 - ウ 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認
- なお、苦情解決責任者も第三者委員の立ち会いを要請することができる。

(5) 苦情解決の記録、報告

苦情解決や改善を重ねることにより、サービスの質が高まり、運営の適正化が確保される。これらを実効あるものとするため、記録と報告を積み重ねるようにする。

- ア 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録をする。
- イ 苦情解決責任者は、一定期間毎に苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。
- ウ 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び第三者委員に対して、一定期間経過後、報告する。

(6) 解決結果の公表

利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き「事業報告書」や「広報誌」等実績を掲載し、公表する。

●法律に基づく権限

<老人福祉法>

立ち入り・検査等の権限				
第18条 第1項 (都道府県) (指定都市・中核市)	老人居宅生活支援事業	老人デイサービスセンター	老人短期入所施設	老人介護支援センター
	必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。			
第18条 第2項 (都道府県) (指定都市・中核市)	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム		
	必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。			
第29条 第9項 (都道府県)	有料老人ホーム			
	その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。			
改善命令・停止・取り消し等の権限				
第18条の2 第1項 (都道府県) (指定都市・中核市)	認知症対応型老人共同生活援助事業			
	第14条の4の規定（前払金の保全措置）に違反したと認めるときは、当該者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。			
第18条の2 第2項 (都道府県) (指定都市・中核市)	老人居宅生活支援事業	老人デイサービスセンター	老人短期入所施設	老人介護支援センター
	この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第5条の2第2項から第6項まで、第20条の2の2若しくは第20条の3に規定（定義）する者の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業を行う者又は当該施設の設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。			
第19条 第1項 (都道府県) (指定都市・中核市)	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム		
	この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第17条第1項の基準に適合しなくなったときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第15条第4項の規定による認可を取り消すことができる。			
第29条 第11項 (都道府県)	有料老人ホーム			
	有料老人ホームの設置者が第3項から第5項までの規定（帳簿の作成等、情報開示、前払金保全措置）に違反したと認めるとき、当該有料老人ホームに入居している者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。			

<介護保険法>

報告等の権限	
第76条 第1項 (市町村) (都道府県)	指定居宅サービス事業者
	報告若しくは帳簿書類の提出若しくは掲示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
第78条の7 第1項 (市町村)	指定地域密着型サービス事業者
	報告若しくは帳簿書類の提出若しくは掲示を命じ、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者等に出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第83条 第1項 (市町村) (都道府県)	指定居宅介護支援事業者	報告若しくは帳簿書類の提出若しくは掲示を命じ、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者等に出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅介護支援事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
	指定介護老人福祉施設開設者	報告若しくは帳簿書類の提出若しくは掲示を命じ、指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者若しくは開設者であった者等に出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定介護老人福祉施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
第100条 第1項 (市町村) (都道府県)	介護老人保健施設開設者	報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは掲示を命じ、介護老人保健施設の開設者等に出頭を求め、又は当該職員に、介護老人保健施設の開設者等に対して質問させ、若しくは介護老人保健施設に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
	旧第112条 第1項 (市町村) (都道府県)	指定介護療養型医療施設 報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは掲示を命じ、指定介護療養型医療施設の開設者等に出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定介護療養型医療施設に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
第115条の7 第1項 (市町村) (都道府県)	指定介護予防サービス事業者	報告若しくは帳簿書類の提出若しくは掲示を命じ、指定介護予防サービス事業者等に出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
	第115条の17 第1項 (市町村)	指定地域密着型介護予防サービス事業者 報告若しくは帳簿書類の提出若しくは掲示を命じ、指定地域密着型介護予防サービス事業者等に出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
勧告の権限		
第76条の2 第1項 (都道府県) (指定都市・中核市)	指定居宅サービス事業者	当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について基準若しくは員数を満たしておらず、又は基準に従って適正な事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を遵守し、若しくは員数の従業者を有し、又は基準を遵守すべきことを勧告することができる。
	第78条の9 第1項 (市町村)	指定地域密着型サービス事業者 当該指定を行うに当たって付された条件に従わず、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について基準若しくは員数若しくは基準を満たしておらず、又は基準に従って適正な事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、付された条件に従い、基準を遵守し、若しくは員数の従業者を有し、若しくは基準を遵守し、又は基準を遵守すべきことを勧告することができる。
第83条の2 第1項 (都道府県) (指定都市・中核市)	指定居宅介護支援事業者	当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員の員数を満たしておらず、又は基準に従って適正な事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、員数の介護支援専門員を有し、又は基準を遵守すべきことを勧告することができる。
	第91条の2 第1項 (都道府県) (指定都市・中核市)	指定介護老人福祉施設開設者 従業者の人員について員数を満たしておらず、又は基準に従って適正な事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、員数の従業者を有し、又は基準を遵守すべきことを勧告することができる。
第103条 第1項 (都道府県) (指定都市・中核市)	介護老人保健施設開設者	従業者の人員について員数を満たしておらず、又は基準適合していないと認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、員数の従業者を有し、又は基準を遵守すべきことを勧告することができる。

旧第113条の2 第1項 (都道府県) (指定都市・中核市)	指定介護療養型医療施設 従業者の人員について員数を満たしておらず、又は基準に従って適正な運営をしていないと認めるときは、当該指定介護療養型医療施設の開設者に対し、期限を定めて、員数の従業者を有し、又は基準を遵守すべきことを勧告することができる。
第115条の8 第1項 (都道府県) (指定都市・中核市)	指定介護予防サービス事業者 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について基準若しくは員数を満たしておらず、又は介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは基準に従って適正な事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を遵守し、若しくは員数の従業者を有し、又は介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは基準を遵守すべきことを勧告することができる。
第115条の18 第1項 (市町村)	指定地域密着型介護予防サービス事業者 当該指定を行うに当たって付された条件に従わず、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について基準若しくは員数を満たしておらず、又は介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは基準に従って適正な事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、付された条件に従い、基準を遵守し、若しくは員数の従業者を有し、又は介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは基準を遵守すべきことを勧告することができる。
命令の権限	
第76条の2 第3項 (都道府県) (指定都市・中核市)	指定居宅サービス事業者 第1項の規定による勧告を受けた指定居宅サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
第78条の9 第3項 (市町村)	指定地域密着型サービス事業者 第1項の規定による勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
第83条の2 第3項 (都道府県) (指定都市・中核市)	指定居宅介護支援事業者 第1項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
第91条の2 第3項 (都道府県) (指定都市・中核市)	指定介護老人福祉施設開設者 第1項の規定による勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
第103条 第3項 (都道府県) (指定都市・中核市)	介護老人保健施設開設者 第1項の規定による勧告を受けた介護老人保健施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。
旧第113条の2 第3項 (都道府県) (指定都市・中核市)	指定介護療養型医療施設 第1項の規定による勧告を受けた指定介護療養型医療施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護療養型医療施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
第115条の8 第3項 (都道府県) (指定都市・中核市)	指定介護予防サービス事業者 第1項の規定による勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
第115条の18 第3項 (市町村)	指定地域密着型介護予防サービス事業者 第1項の規定による勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

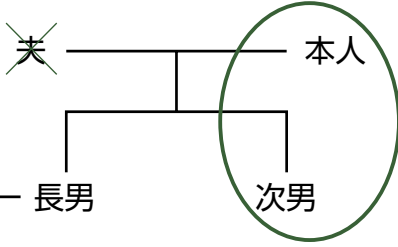
取り消し等の権限	
第77条 第1項 (都道府県) (指定都市・中核市)	指定居宅サービス事業者
	次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第41条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
第78条の10 第12項 (市町村)	指定地域密着型サービス事業者
	次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第42条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
第84条 第1項 (都道府県) (指定都市・中核市)	指定居宅介護支援事業者
	次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第46条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
第92条 第1項 (都道府県) (指定都市・中核市)	指定介護老人福祉施設開設者
	次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護老人福祉施設に係る第48条第1項第1号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
第104条 第1項 (都道府県) (指定都市・中核市)	指定介護老人保健施設開設者
	次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護老人保健施設に係る第94条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
旧第114条 第1項 (都道府県) (指定都市・中核市)	指定介護療養型医療施設開設者
	次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護療養型医療施設に係る第48条第1項第3号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
第115条の9 第1項 (都道府県) (指定都市・中核市)	指定介護予防サービス事業者
	次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第53条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
第115条の19 第1項 (市町村)	指定地域密着型介護予防サービス事業者
	次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第54条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

<社会福祉法>

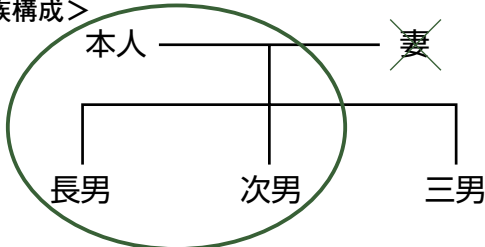
調査の権限		
第70条 (都道府県) (指定都市・中核市)	軽費老人ホーム	老人福祉センター
	必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、施設、帳簿、書類等を検査し、その他事業経営の状況を調査させることができる。	
改善命令の権限		
第71条 (都道府県) (指定都市・中核市)	軽費老人ホーム	老人福祉センター
	第65条の最低基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を経営する者に対し、同条の基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。	
許可の取り消し等の権限		
第72条 第1項 (都道府県) (指定都市・中核市)	軽費老人ホーム	老人福祉センター
	第62条第6項の規定（適正な運営）による条件に違反し、第63条第1項若しくは第2項、第68条若しくは第69条第2項の規定（届出等）に違反し、第70条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営営することを制限し、その停止を命じ、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可を取り消すことができる。	

●虐待に関する事例

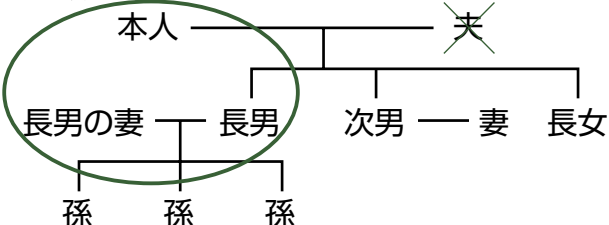
事例1 精神疾患治療中の次男に虐待を受けている事例

虐待の種類	身体的虐待・心理的虐待	
<p><家族構成></p>  <p>長男の妻 — 長男</p>	<p><家族の状況></p> <p>長男（48歳）既婚、道外A県に在住 次男（45歳）無職（障害年金受給）</p>	
<p><被虐待者（本人）の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・80歳 要介護1 ・うつ状態で精神病院から軽い安定剤を処方されている。 ・在宅介護支援センターの関わり有り。 ・デイサービスを利用している。 	<p><虐待者（次男）の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・うつ病で精神病院に通院中 ・教員だったが、発病後退職し、同居 ・病状に波があり、不調時は一日中寝ている。 ・生活は自己中心的で、母親を振り回す。 	
<p><虐待発見までの経緯及び虐待状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護支援センターが支援を継続している中で、次男の虐待行為を確認した。 ・センター職員は次男の言動に振り回され、具体的には「母といると苦痛なので出て行くので後を頼む」とか「母親を追い出した。」などと連絡があり、家の外に追い出し、関係者で捜索、保護することがあった。 ・自分の都合で母親を追い出したり、連れ戻したりする。 <p><支援の導入・支援内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係者による検討会議を開催。 <ul style="list-style-type: none"> ①参加者に役割分担を依頼。 <ul style="list-style-type: none"> 市保健担当者（本人・次男に対応）、市福祉担当者（主に本人対応） 精神病院PSW（主に次男対応）、保健所保健師（主に次男対応）など ②本人及び次男の状態像を確認、虐待の状況を共有 ○本人への支援 <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護の利用で本人の生活状況を把握できる体制をつくり、虐待予防と状態に応じて施設入所も検討。 ○次男への支援 <ul style="list-style-type: none"> 問題行動の助長を防ぐためにも、必要最小限の対応にとどめる。 		
<p><支援後の経過></p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人は市福祉担当者が積極的に関わって行く中、虐待の危険性が増したことや介護度の重度化により、特別養護老人ホームに入所となり、次男は病気が悪化して病院に入院した。 		

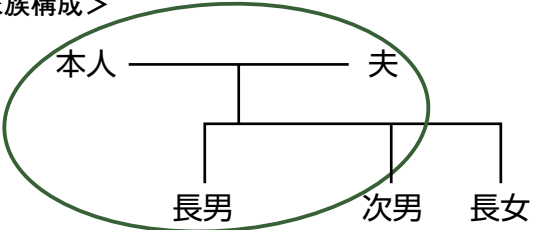
事例2 家族の虐待で、特別養護老人ホームへ緊急入所となった事例

虐待の種類	身体的虐待
<p><家族構成></p> 	<p><家族の状況></p> <p>長男（55歳）自営業、本人を無視 次男（53歳）視力障害者、鍼灸師 三男（47歳）A市で美容室経営（別居）</p>
<p><被虐待者（本人）の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・80歳（介護認定未申請） ・認知症があり短期記憶不能、難聴有り、介助必要。問題行動なし。 ・性格は非常に物静かで問いかけには応えるが、自ら積極的に会話する事はない。 	<p><虐待者（次男）の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・しつけと称して日常的に暴力を振り打撲箇所はデイサービスで指摘されるので目立たない所にしている。 ・気性が激しく、興奮しやすい。 ・家族全体が本人への対応はしつけのためという考えをしている。
<p><虐待発見までの経緯及び虐待状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・デイサービス通所2ヶ月後に、顔面に擦過傷があり、本人から次男に打たれたと訴えがあった。難聴による意思疎通困難によるものとされ、経過観察。 ・通所5ヶ月後、次男に押さえられ左肩の疼痛の訴え有り。次男に確認したところ「言っても分からないので体で覚えさせるために押さえつけた」と話し、受診を勧めるも当初拒否。保健師の説得により、受診了解。 ・一時落ち着きを見せたが、3ヶ月後、顔面や下肢の内出血が見られ、本人も体調不良を訴える。その後も頭部に創傷ができ認知症の症状が悪化した。 <p><支援の導入・支援内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○虐待発見時、次男に対し本人の身体状況、「体で覚えさせる行為」は意味がないことや病院受診の必要性を説明、保健師が同行して受診。 ○地域ケア会議を開催し、家族から離す目的でデイサービスの回数増、補聴器使用の習慣づけを行い、今後の次男等の対応を見て判断することにした。 ○保健師が家庭訪問し、次男に対して介護負担軽減目的で介護保険の活用を勧めるが、経済的理由と「誰が24時間見てくれるのか」と興奮する。 	
<p><支援後の経過></p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人への虐待が増加し、身の危険も予測されたため、困難事例検討会で検討する。 ○福祉事務所に依頼し、老人福祉法に基づく措置に向けて協議、特別養護老人ホーム入所措置になる。 ○本人は、施設入所により徐々に落ち着き、表情も穏やかになり、三男とも連絡が取れて介護認定決定（要介護2）し介護保険での入所となった。 	

事例3 主介護者から関心を向けられなくなった家族のストレスが高齢者に向けられた事例

虐待の種類	
心理的虐待	
<p><家族構成></p> 	<p><家族の状況></p> <p>長男（67歳）漁業 長男の妻（61歳）主婦、介護者、「長生きして欲しい」と一生懸命介護している。 次男（65歳）A市で自営業 長女（60歳）B県に在住</p>
<p><被虐待者（本人）の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・89歳、寝たきり、ADL全介助 ・脳梗塞後遺症、骨折の既往歴あり。 ・認知症、コミュニケーション不可。 ・デイサービス3回／週だったが、移動が負担のため1回／週に減らした。 	<p><虐待者（長男）の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気が弱く対人関係は苦手。 ・若い頃から飲酒量が多く、普段はおとなしいがアルコール依存で家族への暴力がある。
<p><虐待発見までの経緯及び虐待状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人は当初、次男宅に同居し介護を受けていた。しかし、入院させようとした時、長男夫婦が介護を申し出て、半年前から長男夫婦宅で介護を受け始めた。 ・長男の妻が主介護者となって在宅介護を始めて以降、夫婦の時間が持てなくなったことから長男の精神的ストレスがたまり、本人に対して飲酒をしながら「一緒に死のうか」「生きている価値がない」「ただ食っているだけだ」と暴言を吐くようになった。 ・保健所の精神保健相談に長男の妻が来所し、状況が判明した。妻は暴力への発展を懸念している。 	
<p><支援の導入・支援内容></p> <p>○相談時に同席していた市町村保健師を通じて担当ケアマネジャーが調整し、長男の休日である、土日にショートステイを利用することとした。</p>	
<p><支援後の経過></p> <p>○本人がショートステイを利用している間に、長男夫婦が共に過ごす時間を持つことで、長男が精神的に安定し、暴言がなくなった。</p>	

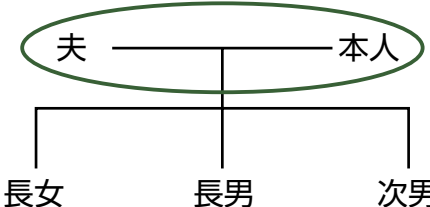
事例4 家族が無関心や体の不自由さ、コミュニケーション不足が暴力に現れた事例

虐待の種類	身体的虐待、介護放棄等	
<p><家族構成></p> 	<p><家族の状況></p> <p>長男（40歳）土木作業員 次男（38歳）B県で出稼ぎ 長女（36歳）C市に在住、実家に立ち寄ることもなく、協力する気持ちもない。</p>	
<p><被虐待者（本人）の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・66歳、要介護1（訪問介護は1回/M） ・脳梗塞後遺症、右不全麻痺有り ・判断能力は低く、物忘れがある。 ・体が思うように動かずイライラする。 	<p><虐待者（夫）の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・73歳、要介護2（訪問介護は1回/M） ・55歳で脳出血、その後再発、四肢不全麻痺、構音障害有り。歩行でふらつき杖使用、段差での介助が必要。構音障害のため発語の聞き取り不可。コミュニケーションがとりづらい。 	
<p><虐待発見までの経緯及び虐待状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人からヘルパーステーションに「床にソースをこぼしたので洗剤を買って来て欲しい」との依頼があった。翌日ヘルパー訪問時、絨毯に血痕を発見した。本人の頭部に傷があり「ぶつけた」と本人は主張。夫妻はそれ以上のことを話さない。 ・夫婦の生活状況は、収入は年金のみで、金銭の面で本人は病院に受診することを拒否している。家の中は、ものが乱雑に置かれ、生活の場としては劣悪である。食事も本人が自分で作れる料理は限られており、缶詰など毎日同じようなものを食べている。 ・同居している長男は、無関心で面倒を見ることのない様子。 <p><支援の導入・支援内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅介護支援センターが定期的に訪問することにより、夫が日頃の不満を本人にぶつけ、杖などで殴打したことが判明。 ○在介センターを中心にケアマネジャー、行政（保健・福祉担当者）が集まり、ケア会議を開催、ケアプランを変更し、ヘルパーの訪問回数を増やすと共に、食生活改善指導を行っていく方針を決定。緊急時には、在介センターに連絡を入れるよう本人に伝えると共に、関係者が定期的な訪問も行うこととする。 		
<p><支援後の経過></p> <ul style="list-style-type: none"> ○夫の様子は変わらないが、居住環境は徐々に改善している。本人は新たな病気を発症し、入退院を繰り返している。 		

事例5 長男がパチンコ依存症で年金を使い込んでいる事例

虐待の種類		経済的虐待、身体的虐待	
<p><家族構成></p> <pre> graph TD H[夫] --- M[本人] M --- D[長女] M --- S[長男] style H stroke-dasharray: 5 5 style S stroke:#008000,stroke-width:2px </pre>		<p><家族の状況></p> <p>長女（47歳）専業主婦、A市に在住 長男（45歳）土木作業員</p>	
<p><被虐待者（本人）の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・73歳、要介護1（通所リハビリ1回/W） （訪問介護1回/W） ・ADLは階段昇降時など一部介助が必要 物忘れがある。 		<p><虐待者（長男）の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・45歳、独身。稼働しているが、所得は低く生活は親に依存している。 ・内向的性格で普段は物静だが、パチンコ依存症、虚言、自己中心的行動があり、親に対しては時々暴力を振るう。 	
<p><虐待発見までの経緯及び虐待状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーからケアマネジャーへの報告によると時々、本人が顔を腫らしている姿を目撃したとのこと。 ・現在も暴力があるようだが、積極的な訴えはない。 ・同居している長男は、パチンコ依存症で給料をつぎ込み、さらに親の金（年金）を持ち出しパチンコに通っている。他に借金があることなどが、その後、在介センター相談員の訪問によって明らかになった。 ・預貯金もなく生活は困窮している。 			
<p><支援の導入・支援内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○預貯金もなく生活保護基準以下の収入のため、福祉事務所とも相談し、生活保護の申請を勧めるが、長男との折り合いが悪くなるので…と拒否。 ○同時に保健福祉センター・在宅介護支援センターへ報告、対応を検討。 ○そのうち本人の生活も逼迫し、生命の危険が出てきたので、緊急ケア会議を開催、本人を老人保健施設に入所してもらい、生活保護の申請を行い、長男と世帯分離し、生活保護を開始した。 ○長男を説得する中で、年金手帳を取り戻した。 			
<p><支援後の経過></p> <ul style="list-style-type: none"> ○長男は本人の年金を狙って、「面会に行きたい」「心配だ」と本人の居場所を尋ねてくるが、「生活が安定してから教える」と居場所は知らせていない。 ○本人に関する契約は、長女に依頼した。 ○本人は健康状態が安定し、今後の生活のことを検討する時期になっている。 ○長男は所在不明となっているが、在宅に戻ると以前のような事態が再発する恐れがあるため対応を検討する必要がある。 			

事例6 夫が過度に手を出しすぎ、思い通りにならないと暴力を振るう事例

虐待の種類	身体的虐待
<p><家族構成></p> 	<p><家族の状況></p> <p>長女（46歳）専業主婦、A県に在住 長男（42歳）会社員、B県に在住 次男（38歳）会社員、C市に在住、道内にいることからケースのことを気にかけている。</p>
<p><被虐待者（本人）の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳、要介護3 ・ADLは歩行困難、前傾姿勢、立ち上がり困難、巧緻動作困難、言語障害、記憶障害がある。 ・転倒多く全般に見守り、介助が必要。（訪問介護、デイケア利用） 	<p><虐待者（夫）の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・66歳、調理員退職、健康。 ・子どもに頼らず、自分で介護しなければならないという気持ちが強く、料理など自分でこなす。 ・自分の思い通りにならないと、暴力を振るい他人であっても強圧的となる。
<p><虐待発見までの経緯及び虐待状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーからの「夫が本人を怒鳴る声をよく聞く」という報告がケアマネジャーにあり、ケアマネジャーは、入浴介護の際に身体観察を依頼。両上下肢に痣を発見した。 ・ケアマネからの質問に対して、夫は「転倒した」と話す。 ・その後も入浴やデイケアの時に顎や頬、上肢などに痣や傷を発見、夫はその都度「転倒した」と話すが、本人からヘルパーやデイケア職員に「夫に暴力を受けている。往復ビンタされた」と涙を流し訴えがあった。 ・ケアマネから基幹型在宅介護支援センター及び福祉事務所に対して報告。 <p><支援の導入・支援内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係者が集まり地域ケア会議を開催、支援の方向性を一致させた。 夫の性格や介護負担の増加から虐待が発生していると判断。 ①本人が夫と離れる時間を増やす。（デイケアの増、ショートステイなどの利用） ②夫のストレスを軽減（夫のこれまでの介護を労い、褒める） ③緊急時には警察に連絡する。 ④次男に連絡し、ケアマネとの接点を作り協力を依頼する。 ⑤保健師も介入を開始し、継続訪問を実施。 	
<p><支援後の経過></p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人から次男に虐待の事実を伝え、次男からケアマネに相談が来るようになり、協力関係ができた。 ○デイケアの増、次男の頻繁な訪問で、一時、虐待は影を潜めたが、再び、虐待が強まったことから、近隣の医師と連携して入院手続きに入っている。 	

●高齢者虐待防止法条文

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

公布：平成17年11月9日法律第124号

施行：平成18年4月1日

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十六項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十三項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為
- 6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

- 第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

- 第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

- 第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

- 第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

- 第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について

当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の三十九第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則**(調査研究)**

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則**(施行期日)**

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

(平成18年3月31日厚生労働省令第94号)

最終改正：平成18年5月9日厚生労働省令第119号

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第
二十二条の規定に基づき、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を次
のように定める。

(市町村からの報告)

第一条 市町村は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第
百二十四号。以下「法」という。）第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項
の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、養介護施設従事者等によ
る高齢者虐待（以下「虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の
確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該虐待に係る法第二条第五項第一号に規定する
養介護施設又は同項第二号に規定する養介護事業の事業所（以下「養介護施設等」という。）の所在地
の都道府県に報告しなければならない。

- 一 養介護施設等の名称、所在地及び種別
- 二 虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢及び要介護状態区分（介護保険法（平成
九年法律第百二十三号）第七条第一項に規定する要介護状態区分をいう。）又は要支援状態区分（同
条第二項に規定する要支援状態区分をいう。）その他の心身の状況
- 三 虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 虐待を行った養介護施設従事者等（法第二条第二項に規定する養介護施設従事者等をいう。以下
同じ。）の氏名、生年月日及び職種
- 五 市町村が行った対応
- 六 虐待が行われた養介護施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

(指定都市及び中核市の例外)

第二条 法第二十二条第二項の厚生労働省令で定める場合は、養介護施設等において法第二十一条第一項
から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出があった場合とする。

(都道府県知事による公表事項)

第三条 法第二十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 虐待があった養介護施設等の種別
- 二 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

附 則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年五月九日厚生労働省令第一一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

●地域包括支援センター一覧

(平成27年4月1日現在)

	市町村名	地域包括支援センター名	運営主体	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
1	札幌市	札幌市中央区第1地域包括支援センター	(福) 札幌市社会福祉協議会	060-0062	札幌市中央区南2条西10丁目1001番地5 パールタウン内	011-209-2939	011-271-7878
2	札幌市	札幌市中央区第2地域包括支援センター	(福) 慈啓会	064-0941	札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6-51	011-520-3668	011-561-8300
3	札幌市	札幌市北区第1地域包括支援センター	(福) 札幌市社会福祉協議会	001-0024	札幌市北区北24条西5丁目 札幌サンプラザ5階	011-700-2939	011-700-5037
4	札幌市	札幌市北区第2地域包括支援センター	(福) 札幌市社会福祉協議会	001-0037	札幌市北区北37条西4丁目3-12 藤井ビル北37-1階	011-736-4165	011-746-1665
5	札幌市	札幌市東区第1地域包括支援センター	(福) 札幌市社会福祉協議会	065-0023	札幌市東区北23条東15丁目5-26 昌栄堂ビル3階	011-711-4165	011-751-3272
6	札幌市	札幌市東区第2地域包括支援センター	(福) 三草会	065-0042	札幌市東区本町2条5丁目7-10 竹田ビル1階	011-781-8061	011-785-6572
7	札幌市	札幌市白石区第1地域包括支援センター	(福) 溪仁会	003-0024	札幌市白石区本郷通3丁目南1-35 コミュニティホーム白石内	011-864-4614	011-864-5633
8	札幌市	札幌市白石区第2地域包括支援センター	(医) 東札幌病院	003-0003	札幌市白石区東札幌3条3丁目7-25 シヴァビル5階	011-837-6800	011-837-6801
9	札幌市	札幌市厚別区第1地域包括支援センター	(福) 栄和会	004-0069	札幌市厚別区厚別町山本750-6	011-896-5077	011-896-5021
10	札幌市	札幌市豊平区第1地域包括支援センター	(福) 札幌市社会福祉協議会	063-0012	札幌市豊平区美園12条7丁目7-8 八千代ビル2F	011-841-4165	011-841-5533
11	札幌市	札幌市豊平区第2地域包括支援センター	(社医) 恵和会	062-0034	札幌市豊平区西岡4条3丁目7-5 竹田ビル1階	011-836-6110	011-836-6116
12	札幌市	札幌市清田区第1地域包括支援センター	(福) ほくろう福祉協会	004-0861	札幌市清田区北野1条1丁目6-28	011-888-1717	011-888-1718
13	札幌市	札幌市南区第1地域包括支援センター	(社医) 北海道循環器病院	005-0003	札幌市南区澄川3条4丁目4-17 札幌中央信用組合2階	011-812-9500	011-812-5679
14	札幌市	札幌市南区第2地域包括支援センター	(医) 愛全会	005-0814	札幌市南区川沿14条2丁目1-36	011-572-6110	011-572-7075
15	札幌市	札幌市西区第1地域包括支援センター	(医) 静和会	063-0804	札幌市西区二十四軒4条5丁目11-14	011-611-1161	011-611-1173
16	札幌市	札幌市西区第2地域包括支援センター	(福) 札幌市社会福祉協議会	063-0032	札幌市西区西野2条2丁目5-7 ロイヤル三王ビル3階	011-661-3929	011-661-3960
17	札幌市	札幌市手稲区第1地域包括支援センター	(医) 秀友会	006-0814	札幌市手稲区前田4条10丁目3-20-101	011-695-8000	011-695-8855
18	札幌市	札幌市北区第3地域包括支援センター	(福) 札幌市社会福祉協議会	001-0908	札幌市北区新琴似8条14丁目2-1	011-214-1422	011-214-1423
19	札幌市	札幌市東区第3地域包括支援センター	(福) 札幌市社会福祉協議会	007-0840	札幌市東区北40条東15丁目3-19 新和北40条ビル3階	011-722-4165	011-731-1665
20	札幌市	札幌市厚別区第2地域包括支援センター	(福) 栄和会	004-0022	札幌市厚別区厚別南5丁目1-10	011-375-0610	011-375-0615
21	札幌市	札幌市手稲区第2地域包括支援センター	(医) 秀友会	006-0835	札幌市手稲区曙5条2丁目8-1	011-686-7000	011-686-6000
22	札幌市	札幌市中央区第3地域包括支援センター	(福) 慈啓会	064-0917	札幌市中央区南17条西8丁目2-23 田中ビル1階	011-205-0537	011-205-0538
23	札幌市	札幌市白石区第3地域包括支援センター	(福) 溪仁会	003-0024	札幌市白石区本後通9丁目南3-6	011-860-1611	011-860-1612
24	札幌市	札幌市豊平区第3地域包括支援センター	(社医) 恵和会	062-0020	札幌市豊平区月寒中央通7丁目6番20号 JA月寒中央ビル2階	011-854-7777	011-854-7780
25	札幌市	札幌市清田区第2地域包括支援センター	(福) ほくろう福祉協会	004-0841	札幌市清田区清田1条1丁目5番1号 プレイスビル2階	011-887-5588	011-887-5311
26	札幌市	札幌市南区第3地域包括支援センター	(社医) 北海道循環器病院	005-0014	札幌市南区真駒内幸町2丁目1番5号 真駒内幸町ビル701号	011-588-6510	011-588-6511
27	札幌市	札幌市西区第3地域包括支援センター	(福) ノマド福祉会	063-0026	札幌市西区発寒6条10丁目8番18号 東十字街ビル1階	011-671-8200	011-671-8250
28	江別市	江別第一地域包括支援センター	(一般財団) 江別市在宅福祉サービス公社	067-0004	江別市若草町6番地の1 いきいきセンターわかくさ	011-389-4144	011-391-4612
29	江別市	江別第二地域包括支援センター	(医) 英生会	067-0061	江別市上江別東町7番地の26	011-389-5420	011-389-5421
30	江別市	野幌第一地域包括支援センター	(福) 北海道友愛福祉会	069-0801	江別市中央町31番地の6	011-381-2940	011-381-2941
31	江別市	大麻第一地域包括支援センター	(医) 健康会	069-0854	江別市大麻中町2番地の17	011-388-5100	011-388-5101
32	千歳市	千歳市西区地域包括支援センター	(福) 千歳市社会福祉協議会	066-0037	千歳市新富1丁目3番5号	0123-42-3131	0123-42-3146
33	千歳市	千歳市東区地域包括支援センター	(福) 千歳市社会福祉協議会	066-0019	千歳市流通3丁目3番地の16	0123-40-6516	0123-40-6512
34	千歳市	千歳市北区地域包括支援センター	(医) 資生会	066-0033	千歳市北光2丁目1番1号	0123-25-8180	0123-25-8530
35	千歳市	千歳市南区地域包括支援センター	(福) 千歳福祉会	066-0066	千歳市大和4丁目2番1号	0123-22-5188	0123-27-7508
36	千歳市	千歳市向陽台区地域包括支援センター	(福) 千歳市社会福祉協議会	066-0057	千歳市若草4丁目13番地の1	0123-48-2848	0123-28-3733
37	恵庭市	恵庭市みなみ地域包括支援センター	(福) 恵望会	061-1423	恵庭市柏木町429番地の6	0123-34-8467	0123-34-8561
38	恵庭市	恵庭市ひがし地域包括支援センター	(福) 恵望会	061-1405	恵庭市黄金南5丁目11番地の4	0123-35-1071	0123-35-1072

39	恵庭市	恵庭市きた地域包括支援センター	(福) いちはつの会	061-1375	恵庭市南島松6番地1	0123-36-5035	0123-36-1198
40	北広島市	北広島市きた高齢者支援センター	(福) 札幌厚生会	061-1102	北広島市西の里347-4	011-375-5888	011-375-5115
41	北広島市	北広島市みなみ高齢者支援センター	(福) 北海長正会	061-1144	北広島市白樺町1丁目8-2 地域交流ホームふれて1階	011-372-8110	011-372-8077
42	北広島市	北広島市にし高齢者支援センター	(医) 翔仁会	061-1275	北広島市大曲南ヶ丘1丁目1-5	011-370-3922	011-370-3933
43	北広島市	北広島市ひがし高齢者支援センター	(医) 道央病院	061-1127	北広島市新富町西1丁目1-12 ブルーム吉光102号	011-211-8520	011-372-6667
44	石狩市	石狩市厚田地域包括支援センター	石狩市	073-1401	石狩市厚田区厚田45番地	0133-78-1030	0133-78-1034
45	石狩市	石狩市浜益地域包括支援センター	石狩市	061-3605	石狩市浜益区浜益2番地4	0133-79-5111	0133-79-2350
46	石狩市	石狩市南地域包括支援センター	(医) 喬成会	061-3207	石狩市花川南7条5丁目2番地	0133-73-2221	0133-72-8031
47	石狩市	石狩市北地域包括支援センター	(医) 秀友会	061-3216	石狩市花川北6条1丁目41番地1 石狩市総合保健福祉センター3階	0133-75-6100	0133-75-6161
48	当別町	当別町地域包括支援センター	(社) 北海道総合在宅ケア事業団	061-0234	当別町西町32番地2	0133-25-5152	0133-25-5159
49	新篠津村	新篠津村地域包括支援センター	新篠津村	068-1192	新篠津村第47線北13番地	0126-58-3363	0126-58-3356
50	函館市	函館市地域包括支援センターあさひ	(医) 聖仁会	040-0037	函館市旭町4番12号	0138-27-8880	0138-27-8900
51	函館市	函館市地域包括支援センターこん	(医) 大庚会	040-0012	函館市時任町35番24号	0138-33-0555	0138-33-0666
52	函館市	函館市地域包括支援センター厚生院	(福) 函館厚生院	042-0955	函館市高丘町3番1号	0138-57-7740	0138-57-7746
53	函館市	函館市地域包括支援センター西堀	(社医) 仁生会	041-0853	函館市中道2丁目6番11号	0138-52-0016	0138-52-3399
54	函館市	函館市地域包括支援センターよろこび	(医社) 向仁会	041-0821	函館市港町2丁目2番25号	0138-62-6161	0138-62-6162
55	函館市	函館市地域包括支援センター社協	(福) 函館市社会福祉協議会	041-0311	函館市浜町538番地の2	0138-82-4700	0138-82-4450
56	北斗市	北斗市地域包括支援センターかけはし	(福) 北斗市社会福祉協議会	049-0156	北斗市中野通2丁目18番1号	0138-74-2530	0138-74-2540
57	松前町	松前町地域包括支援センター	松前町	049-1592	松前町字福山248	0139-42-2275	0139-46-2048
58	福島町	福島町地域包括支援センター	福島町	049-1392	福島町字福島820番地	0139-47-4511	0139-47-4406
59	知内町	知内町地域包括支援センター	知内町	049-1103	知内町字重内31-130	01392-5-3506	01392-5-3510
60	木古内町	木古内町地域包括支援センター	木古内町	049-0422	木古内町字本町150-1	01392-2-2122	01392-2-2420
61	七飯町	介護総合支援センター安心ななえ	七飯町	041-1192	七飯町本町6丁目1番1号	0138-66-2488	0138-65-9280
62	鹿部町	鹿部町地域包括支援センター	鹿部町	041-1498	鹿部町字宮浜299番地	01372-7-5291	0137-7-3086
63	森町	森町地域包括支援センター	森町	049-2393	森町字御幸町144番地の1	01374-3-2322	01374-2-7123
64	八雲町	八雲地域包括支援センター	八雲町	049-3117	八雲町栄町13番地1	0137-65-5001	0137-63-4411
65	八雲町	熊石地域包括支援センター	八雲町	043-0495	八雲町熊石根崎町116番地	01398-2-2365	01398-2-3230
66	長万部町	長万部町地域包括支援センター	長万部町	049-3592	長万部町字長万部453番地の1	01377-2-2453	01377-2-2931
67	江差町	江差町地域包括支援センター	江差町	043-8560	江差町字中歌町193番地の1	0139-52-6718	0139-54-3933
68	上ノ国町	上ノ国町地域包括支援センター	上ノ国町	049-0698	上ノ国町字大留96-1	0139-55-4460	0139-55-2760
69	厚沢部町	厚沢部町地域包括支援センター	厚沢部町	043-1113	厚沢部町新町181番地6	0139-64-3319	0139-67-2845
70	乙部町	乙部町地域包括支援センター	乙部町	043-0103	乙部町字緑町388番地	0139-62-5845	0139-62-2939
71	今金町	今金町地域包括支援センター	今金町	049-4308	今金町字今金17番地の2	0137-82-2780	0137-82-3867
72	せたな町	せたな町地域包括支援センター	せたな町	049-4512	せたな町北檜山区徳島63番地1	0137-84-5699	0137-84-5065
73	奥尻町	奥尻町地域包括支援センター	奥尻町	043-1401	奥尻町字奥尻462番地 奥尻町保健福祉センター内	01397-2-3381	01397-2-4061
74	小樽市	小樽市東南部地域包括支援センター	(福) 小樽北勉会	047-0154	小樽市朝里川温泉2丁目711番地4	0134-51-2301	0134-52-1142
75	小樽市	小樽市中部地域包括支援センター	(福) 小樽市社会福祉協議会	047-0032	小樽市稲穂2丁目22番1号	0134-24-2525	0134-24-2575
76	小樽市	小樽市北西部地域包括支援センター	(福) 小樽育成院	048-2671	小樽市オタモイ1丁目20番18号	0134-28-2522	0134-28-2523
77	小樽市	小樽市南部地域包括支援センター	(福) 恩賜財団済生会支部北海道済生会	047-0008	小樽市築港10番1号	0134-61-7268	0134-61-7269
78	黒松内町	黒松内町地域包括支援センター	(福) 黒松内町社会福祉協議会	048-0101	黒松内町字黒松内586-1	0136-72-3124	0136-72-3838
79	蘭越町	蘭越町地域包括支援センター	蘭越町	048-1301	磯谷郡蘭越町250番地1	0136-57-6868	0136-57-5580
80	倶知安町	倶知安町地域包括支援センター	倶知安町	044-0003	倶知安町北3条東4丁目	0136-23-0100	0136-21-2143

81	島牧村	島牧村地域包括支援センター	(福) 徳美会	048-0621	島牧村字泊29-1	0136-75-6011	0136-79-2267
82	寿都町	寿都町地域包括支援センター	寿都町	048-0406	寿都町字渡島町140番地1	0136-62-2513	0136-62-3431
83	ニセコ町	ニセコ町地域包括支援センター	ニセコ町	048-1595	ニセコ町富士見47番地	0136-44-2121	0136-44-3500
84	真狩村	真狩村地域包括支援センター	(福) 北海道福心会	048-1603	真狩村字共明37番地6	0136-45-3313	0136-45-3313
85	留寿都村	留寿都村地域包括支援センター	留寿都村	048-1731	虻田郡留寿都村字留寿都176番地4	0136-47-2277	0136-47-2277
86	喜茂別町	喜茂別町地域包括支援センター	喜茂別町	044-0201	虻田郡喜茂別町字喜茂別15番地1	0136-55-5101	0136-33-3000
87	京極町	京極町地域包括支援センター	(福) 京極町社会福祉協議会	044-0121	京極町字三崎68番地	0136-55-8615	0136-41-2031
88	岩内町	岩内町地域包括支援センター	(福) 溪仁会	045-0024	岩内町字野束69番地の26	0135-61-4567	0135-62-3887
89	共和町	共和町地域包括支援センター	共和町	048-2202	共和町南幌似38番地2	0135-73-2011	0135-73-2288
90	泊村	泊村地域包括支援センター	泊村	045-0202	泊村大字茅沼村500番地の2	0135-65-2278	0135-75-3500
91	神恵内村	神恵内村地域包括支援センター	(福) 札幌恵友会	045-0301	神恵内村大字神恵内村字大川116-1	0135-76-5995	0135-76-5996
92	積丹町	積丹町地域包括支援センター	積丹町	046-0292	積丹町大字美国町字船濶48番地5	0135-44-3122	0135-44-2714
93	古平町	古平町地域包括支援センター	古平町	046-0121	古平町大字浜町644番地	0135-42-2182	0135-41-2268
94	仁木町	仁木町地域包括支援センター	仁木町	048-2492	仁木町西町1丁目36番地1	0135-32-3855	0135-32-2648
95	余市町	余市町地域包括支援センター	(福) よいち福祉会	046-0003	余市町黒川町19丁目1番地2	0135-48-6015	0135-48-6016
96	赤井川村	赤井川村地域包括支援センター	赤井川村	046-0501	赤井川村字赤井川318番地1	0135-35-2050	0135-35-2051
97	夕張市	夕張市地域包括支援センター	夕張市	068-0492	夕張市本町4丁目2番地	0123-52-3107	0123-52-0638
98	岩見沢市	岩見沢市地域包括支援センター	岩見沢市	068-0024	岩見沢市4条西3丁目1番地で あえる岩見沢内	0126-25-4649	0126-33-3121
99	岩見沢市	岩見沢市地域包括支援センター ほろむい	(医) 北翔会	069-0372	岩見沢市幌向南2条3丁目311番地	0126-32-6622	0126-32-6633
100	美唄市	美唄市地域包括支援センター	美唄市	072-8660	美唄市西3条南1丁目1-1	0126-68-8297	0126-62-1088
101	芦別市	芦別市地域包括支援センター	芦別市	075-0041	芦別市本町14番地	0124-22-1573	0124-22-0006
102	赤平市	赤平市地域包括支援センター	赤平市	079-1192	赤平市泉町4丁目1番地	0125-32-0661	0125-34-4188
103	三笠市	三笠市地域包括支援センター	三笠市	068-2154	三笠市高美町444番地	01267-3-2010	01267-3-2030
104	滝川市	滝川市地域包括支援センター	滝川市	073-8686	滝川市大町1丁目2番15号	0125-28-8029	0125-26-5166
105	砂川市	砂川市地域包括支援センター	(社) 北海道総合在宅ケア事業団	073-0166	砂川市西6条北5丁目1番15号	0125-54-3077	0125-54-3091
106	歌志内市	歌志内市地域包括支援センター	歌志内市	073-0492	歌志内市字本町5番地	0125-42-3213	0125-42-3232
107	深川市	深川市地域包括支援センター	深川市	074-8650	深川市2条17番3号	0164-26-2606	0164-23-0800
108	南幌町	南幌町地域包括支援センター	南幌町	069-0235	南幌町中央3丁目4番26号	011-378-5888	011-378-5255
109	奈井江町	奈井江町地域包括支援センター	奈井江町	079-0313	奈井江町字奈井江12番地	0125-65-2131	0125-65-2727
110	上砂川町	上砂川町地域包括支援センター	上砂川町	073-0292	上砂川町字上砂川町40番地10	0125-62-3370	0125-62-3370
111	由仁町	由仁町地域包括支援センター	由仁町	069-1203	由仁町東栄87番地の1	0123-83-4750	0123-83-3813
112	長沼町	長沼町地域包括支援センター	長沼町	069-1315	夕張郡長沼町南町2丁目3-1	0123-82-5051	0123-82-5070
113	栗山町	栗山町地域包括支援センター	栗山町	069-1512	栗山町松風3丁目252番地	0123-73-2255	0123-73-2266
114	月形町	月形町地域包括支援センター	月形町	061-0511	月形町字月形1466番地1	0126-53-3155	0126-53-3177
115	浦臼町	浦臼町地域包括支援センター	浦臼町	061-0600	浦臼町字ウラウシナイ183番地の27	0125-68-2288	0125-68-2289
116	新十津川町・雨竜町	新十津川・雨竜地域包括支援センター	新十津川町・雨竜町共同事務運営協議会	073-1103	新十津川町字中央307番地1	0125-72-2030	0125-72-2006
117	妹背牛町	妹背牛町地域包括支援センター	妹背牛町	079-0592	妹背牛町字妹背牛5200番地	0164-32-2411	0164-32-9037
118	秩父別町	秩父別町地域包括支援センター	秩父別町	078-2192	秩父別町4101番地	0164-33-2111	0164-33-3466
119	北竜町	北竜町地域包括支援センター	北竜町	078-2512	北竜町字和11番地1	0164-34-2727	0164-34-3766
120	沼田町	沼田町地域包括支援センター	沼田町	078-2202	沼田町南1条3丁目6番53号	0164-35-2120	0164-36-2005
121	旭川市	中央地域包括支援センター	(福) 旭川市社会福祉協議会	070-0031	旭川市1条通9丁目	0166-23-6022	0166-23-6033
122	旭川市	豊岡地域包括支援センター	(医社) 旭川圭泉会病院	078-8233	豊岡3条3丁目 東部まちづくりセンター内	0166-35-2275	0166-35-2276

123	旭川市	東光地域包括支援センター	(医) 道北勤労者医療協会	078-8348	旭川市東光8条1丁目	0166-76-6020	0166-76-5852
124	旭川市	永山地域包括支援センター	(福) 東旭川宏生会	079-8413	旭川市永山3条19丁目 永山市民交流センター内	0166-40-2323	0166-40-2340
125	旭川市	末広・東鷹栖地域包括支援センター	(福) 愛善会	071-8104	旭川市東鷹栖4条3丁目636番地 東鷹栖地域センター内	0166-76-5065	0166-58-3002
126	旭川市	春光・春光台地域包括支援センター	(医) 健康会	070-0875	旭川市春光5条4丁目1番16号 旭川市北部住民センター内	0166-54-1165	0166-54-1101
127	旭川市	北星・旭星地域包括支援センター	(医社) 元生会	070-0816	旭川市川端町6条10丁目	0166-46-6500	0166-54-7580
128	旭川市	神居・江丹別地域包括支援センター	(医社) 萌生会	070-8012	旭川市神居2条10丁目	0166-76-5511	0166-60-2266
129	旭川市	神楽・西神楽地域包括支援センター	(福) 旭川三和会	078-8316	旭川市神楽岡6条6丁目	0166-66-5351	0166-66-5352
130	旭川市	東旭川・千代田地域包括支援センター	(医社) 旭川圭泉会病院	078-8251	旭川市東旭川北1条6丁目 東旭川支所内	0166-35-2275	0166-35-2276
131	旭川市	新旭川・永山南地域包括支援センター	(福) 東旭川宏生会	079-8412	旭川市永山2条5丁目44番地	0166-40-3003	0166-40-3008
132	士別市	士別市地域包括支援センター	士別市	095-8686	士別市東6条4丁目1番地	0165-23-3121	0165-23-1766
133	名寄市	名寄市地域包括支援センター	名寄市	096-8686	名寄市大通南1丁目1番地	01654-3-2111	01654-9-2089
134	富良野市	富良野市地域包括支援センター	富良野市	076-0018	富良野市弥生町1番3号	0167-39-2255	0167-39-2222
135	鷹栖町	鷹栖町地域包括支援センター	鷹栖町	071-1201	鷹栖町南1条3丁目2番1号	0166-87-2112	0166-87-2226
136	東神楽町	東神楽地域包括支援センター	東神楽町	071-1592	東神楽町南1条西1丁目3番2号	0166-83-5600	0166-83-4180
137	当麻町	当麻町地域包括支援センター	当麻町	078-1393	当麻町3条東2丁目11番1号	0166-84-2111	0166-84-2146
138	比布町	比布町地域包括支援センター	比布町	078-0392	比布町北町1丁目2番1号	0166-85-4804	0166-85-2389
139	愛別町	愛別町地域包括支援センター	愛別町	078-1490	愛別町字本町179番地	01658-6-4771	01658-9-3933
140	上川町	上川町地域包括支援センター	(福) 上川町社会福祉協議会	078-1751	上川町本町2番地	01658-2-2955	01658-2-2870
141	東川町	東川町地域包括支援センター	(福) 旭川福祉事業会	071-1423	東川町東町1丁目16番1号 東川町保健福祉センター内	0166-82-2111	0166-82-3644
142	美瑛町	美瑛町地域包括支援センター	美瑛町	071-0292	美瑛町本町4丁目6番1号	0166-92-4248	0166-92-1115
143	上富良野町	上富良野町地域包括支援センター	上富良野町	071-0561	上富良野町大町2丁目8番4号	0167-45-6533	0167-45-5788
144	中富良野町	中富良野町地域包括支援センター	中富良野町	071-0753	中富良野町南町10番10号	0167-44-2125	0167-44-4300
145	南富良野町	南富良野町地域ケアセンター ぼのぼの	(福) 南富良野町社会福祉協議会	079-2403	南富良野町字幾寅 保健福祉センターみなくる内	0167-39-7711	0167-52-3700
146	占冠村	占冠村地域包括支援センター	占冠村	079-2201	占冠村字中央	0167-56-2022	0167-56-2184
147	和寒町	和寒町地域包括支援センター	和寒町	098-0132	和寒町字西町111番地	0165-32-2000	0165-32-3377
148	剣淵町	剣淵町地域包括支援センター	剣淵町	098-0338	剣淵町仲町28番1号	0165-34-3955	0165-34-3985
149	下川町	下川町地域包括支援センター	下川町	098-1206	下川町幸町40番地1	01655-5-1165	01655-4-2576
150	美深町	美深町地域包括支援センター	美深町	098-2252	美深町字西町19番地	01656-2-2707	01656-2-1626
151	音威子府村	音威子府村地域包括支援センター	音威子府村	098-2501	音威子府村字音威子府村509番地88	01656-9-3050	01656-9-3055
152	中川町	中川町地域包括支援センター	中川町	098-2802	中川町字中川337番地	01656-7-2813	01656-7-2160
153	幌加内町	幌加内町地域包括支援センター	幌加内町	074-0412	幌加内町字親和	0165-35-3090	0165-35-3091
154	留萌市	留萌市地域包括支援センター	留萌市	077-0023	留萌市五十嵐町1丁目	0164-49-6060	0164-49-2822
155	増毛町	増毛町地域包括支援センター	増毛町	077-0205	増毛町弁天町3丁目34番地	0164-53-3111	0164-53-2224
156	小平町	小平町地域包括支援センター	小平町	078-3301	小平町字小平町216番地	0164-56-2111	0164-56-2110
157	苫前町	苫前町地域包括支援センター	苫前町	078-3792	苫前町字旭37番地の1	0164-64-2215	0164-64-2074
158	羽幌町	羽幌町地域包括支援センター	羽幌町	078-4106	羽幌町南6条3丁目	0164-62-6020	0164-69-2040
159	初山別村	初山別村地域包括支援センター	初山別村	078-4492	初山別村字初山別96番地1	0164-67-2211	0164-67-2298
160	遠別町	遠別町地域包括支援センター	遠別町	098-3543	遠別町字本町3丁目37番地	01632-7-2111	01632-7-2299
161	天塩町	天塩町地域包括支援センター	天塩町	098-3398	天塩郡天塩町新栄通8丁目1466番地の113	01632-2-1001	01632-2-2464
162	稚内市	稚内市地域包括支援センター	稚内市	097-0022	稚内市中央4丁目16番2号 稚内市保健福祉センター2階	0162-23-8585	0162-23-8586
163	猿払村	猿払村地域包括支援センター	猿払村	098-6234	猿払村鬼志別北町28番地	01635-2-2090	01635-2-2075
164	浜頓別町	浜頓別町地域包括支援センター	浜頓別町	098-5792	浜頓別町中央南1番地	01634-2-2551	01634-2-3788

165	中頓別町	中頓別町地域包括支援センター	中頓別町	098-5551	中頓別町字中頓別175番地 中頓別町介護福祉センター内	01634-6-2003	01634-6-2110
166	枝幸町	枝幸町地域包括支援センター	(福) 枝幸町社会福祉協議会	098-5824	枝幸町北栄町1474番地1	0163-62-4660	0163-69-2021
167	豊富町	豊富町地域包括支援センター	豊富町	098-4121	豊富町東1条6丁目	0162-29-7830	0162-82-3838
168	礼文町	礼文町地域包括支援センター	礼文町	097-1201	礼文町大字香深村字トンナイ	0163-86-1001	0163-86-1664
169	利尻町	利尻町地域包括支援センター	利尻町	097-0401	利尻町沓形字緑町9番地2	0163-84-3300	0163-84-3301
170	利尻富士町	利尻富士町地域包括支援センター	利尻富士町	097-0101	利尻富士町鴛泊字栄町117番地	0163-82-2320	0163-89-2016
171	幌延町	幌延町地域包括支援センター	幌延町	098-3223	天塩郡幌延町字幌延102番地1	01632-5-1790	01632-5-1791
172	北見市	北見市中央地区地域包括支援センター	(社) 北海道総合在宅ケア事業団	090-0019	北見市三楽町1番地1	0157-26-0061	0157-26-0062
173	北見市	北見市北部地区地域包括支援センター	(福) 北見市社会福祉協議会	090-0058	北見市高栄西町7丁目11-4	0157-22-7800	0157-69-8801
174	北見市	北見市東部・端野地区地域包括支援センター	(医社) 久仁会	090-0801	北見市春光町1丁目58番地1	0157-69-5111	0157-69-5112
175	北見市	北見市西部・相内地区地域包括支援センター	(福) 治恵会	090-0833	北見市とん田東町442番地6	0157-66-0166	0157-66-0167
176	北見市	北見市南部地区地域包括支援センター	(福) きたの愛光会	090-0824	北見市北光280番地7	0157-57-3161	0157-26-0500
177	北見市	北見市常呂地区地域包括支援センター	(福) 北見市社会福祉協議会	093-0210	北見市常呂町字常呂332番2	0152-63-2026	0152-63-2100
178	北見市	北見市留辺蘂・温根湯温泉地区地域包括支援センター	(福) 北見市社会福祉協議会	091-0002	北見市留辺蘂町東町84番地1	0157-42-5008	0157-67-2078
179	網走市	網走市地域包括支援センターふぁみりあ	(社医) 明生会	093-0041	網走市桂町4丁目7番11号	0152-45-1669	0152-61-4738
180	網走市	網走市東部・呼人・南部地区地域包括支援センター	(福) 網走福祉協会	099-2421	網走市呼人341番地	0152-48-2290	0152-48-2755
181	紋別市	紋別市地域包括支援センター	(社) 北海道総合在宅ケア事業団	094-0004	紋別市本町3丁目1番31号	0158-23-1232	0158-23-1243
182	美幌町	美幌町地域包括支援センター	(社医) 恵和会	092-0865	美幌町字東3条北2丁目	0152-75-3220	0152-73-4787
183	津別町	津別町地域包括支援センター	津別町	092-0292	津別町字幸町41番地	0152-76-2158	0152-76-2158
184	斜里町	斜里町地域包括支援センター	斜里町	099-4117	斜里町青葉町40番地2	0152-23-6644	0152-23-6670
185	清里町	清里町地域包括支援センター	(福) 清里町社会福祉協議会	099-4405	清里町羽衣町35番地35	0152-25-2943	0152-25-2137
186	小清水町	小清水町地域包括支援センター	小清水町	099-3698	小清水町字小清水217番地の1	0152-62-4473	0152-62-4198
187	大空町	大空町地域包括支援センター	大空町	099-2392	大空町女満別町西3条4丁目1番1号	0152-74-2111	0152-74-2191
188	訓子府町	訓子府町地域包括支援センター	訓子府町	099-1498	訓子府町東町398番地	0157-47-5555	0157-47-5556
189	置戸町	置戸町地域包括支援センター	置戸町	099-1115	置戸町字置戸246番地の3	0157-52-3309	0157-52-3348
190	佐呂間町	佐呂間町地域包括支援センター	佐呂間町	093-0592	佐呂間町字永代町3番地の1	01587-2-1212	01587-2-3368
191	遠軽町	遠軽町地域包括支援センター	(福) 遠軽町社会福祉協議会	099-0403	遠軽町1条通北1丁目1番地	0158-42-9988	0158-42-0318
192	湧別町	湧別町地域包括支援センター	湧別町	099-6501	湧別町上湧別屯田市街地318番地	01586-2-5864	01586-2-2511
193	滝上町	滝上町地域包括支援センター	滝上町	099-5541	滝上町字オシラネッ原野北1線10番地	0158-29-2880	0158-29-2880
194	興部町	興部町地域包括支援センター	興部町	098-1603	興部町字興部138番地の1	0158-82-4155	0158-88-2130
195	西興部村	西興部村地域包括支援センター	西興部村	098-1501	西興部村字西興部100	0158-87-2114	0158-87-2777
196	雄武町	雄武町地域包括支援センター	雄武町	098-1792	雄武町字雄武700番地	0158-84-4495	0158-88-3100
197	室蘭市	室蘭市地域包括支援センター白鳥ハイツ	(福) 室蘭福祉事業協会	050-0054	室蘭市白鳥台4丁目8番1号	0143-59-3100	0143-59-3339
198	室蘭市	室蘭市地域包括支援センター母恋	(社医) 母恋	051-0005	室蘭市新富町1丁目5番13号	0143-24-2112	0143-25-2855
199	室蘭市	室蘭市地域包括支援センターことぶき	(医) 医修会	050-0082	室蘭市寿町1丁目5番25号	0143-46-2121	0143-44-3301
200	室蘭市	室蘭市地域包括支援センター憩	(社医) 製鉄記念室蘭病院	050-0076	室蘭市知利別町1丁目45番地	0143-41-3076	050-3156-3970
201	苫小牧市	苫小牧市西地域包括支援センター	(福) 緑陽会	059-1263	苫小牧市青雲町2-12-17	0144-61-7600	0144-61-7401
202	苫小牧市	苫小牧市中央地域包括支援センター	(医) 王子総合病院	053-0021	苫小牧市若草町3-4-8	0144-36-3712	0144-37-0355
203	苫小牧市	苫小牧市東地域包括支援センター	(福) 緑星の里	059-1364	苫小牧市沼ノ端中央4丁目14-24	0144-52-1155	0144-52-1177
204	苫小牧市	苫小牧市南地域包括支援センター	(福) ふれんど	053-0805	苫小牧市新富町1-3-7	0144-71-5005	0144-71-5001
205	苫小牧市	苫小牧市しらかば地域包括支援センター	(福) 苫小牧慈光会	053-0821	苫小牧市しらかば町5-5-6	0144-71-5225	0144-71-5230
206	苫小牧市	苫小牧市山手地域包括支援センター	(福) 山手の里	053-0851	苫小牧市山手町1-1-2	0144-71-5565	0144-71-5580

207	苫小牧市	苫小牧市三光地域包括支援センター	(医) 平成醫塾	053-0042	苫小牧市三光町5-24-20	0144-33-4165	0144-33-4166
208	登別市	登別市地域包括支援センターゆのか	独立行政法人 地域医療機能推進機構 登別病院	059-0016	登別市片倉町6丁目9番地1	0143-88-2106	0143-88-2108
209	登別市	登別市地域包括支援センターあおい(愛校)	(医社) 千寿会	059-0464	登別市登別東町3丁目1番地2	0143-83-0511	0143-83-0811
210	登別市	登別市地域包括支援センターけいあい	(社医) 友愛会	059-0034	登別市鶯別町2丁目32番地1	0143-82-5005	0143-86-5006
211	伊達市	伊達市地域包括支援センター	(福) 伊達市社会福祉協議会	052-0012	伊達市松ヶ枝町59番地4	0142-21-7755	0142-21-7756
212	豊浦町	豊浦町地域包括支援センター	豊浦町	049-5411	豊浦町字東雲町16番地	0142-83-2408	0142-83-2477
213	洞爺湖町	洞爺湖町地域包括支援センター	洞爺湖町	049-5604	洞爺湖町栄町63番地1 健康福祉センター内	0142-76-4822	0142-76-1877
214	壮瞥町	壮瞥町地域包括支援センター	(福) 壮瞥町社会福祉協議会	052-0101	壮瞥町字滝之町284番地2	0142-66-4165	0142-66-2414
215	白老町	白老町地域包括支援センター	白老町	050-0904	白老町東町4丁目6番7号	0144-82-5541	0144-82-5561
216	安平町	安平町地域包括支援センター	安平町	059-1931	安平町追分本町6丁目54番地	0145-25-4555	0145-25-3586
217	安平町	安平町地域包括支援センター早来相談センター	安平町	059-1595	勇払郡安平町早来大町95番地	0145-22-2511	0145-22-2066
218	厚真町	厚真町地域包括支援センター	厚真町	059-1601	厚真町京町165番地の1	0145-26-7872	0145-26-7733
219	むかわ町	むかわ町地域包括支援センター	むかわ町	054-8660	むかわ町美幸2丁目88番地	0145-42-2415	0145-47-2400
220	日高町	日高町門別地域包括支援センター	日高町	059-2121	日高町門別本町29番地の3	01456-2-6789	01456-2-6600
221	日高町	日高町日高地域包括支援センター	日高町	055-2303	日高町栄町東1丁目303番地の12	01457-6-2343	01457-6-3981
222	平取町	平取町地域包括支援センター	平取町	055-0195	平取町本町35番地1	01457-2-3700	01457-4-6870
223	新冠町	新冠町地域包括支援センター	新冠町	059-2492	新冠郡新冠町字北星町3番地の2	0146-47-2113	0146-47-2496
224	浦河町	浦河町地域包括支援センター	浦河町	057-8511	浦河町築地1丁目3-1	0146-22-7733	0146-22-7734
225	様似町	様似町地域包括支援センター	様似町	058-0014	様似町大通2丁目98-2	0146-36-5511	0146-36-5638
226	えりも町	えりも町地域包括支援センター	えりも町	058-0292	えりも町字本町206番地	01466-2-4888	01466-2-4632
227	新ひだか町	新ひだか町地域包括支援センター	新ひだか町	056-0004	日高郡新ひだか町静内緑町4丁目5番1号	0146-43-1111	0146-43-2350
228	帯広市	地域包括支援センター帯広至心寮	(福) 真宗協会	080-0015	帯広市西5条南30丁目19番地	0155-24-1150	0155-24-1105
229	帯広市	地域包括支援センター帯広市社会福祉協議会	(福) 帯広市社会福祉協議会	080-0847	帯広市公園東町3丁目9番地1	0155-21-3292	0155-21-3240
230	帯広市	地域包括支援センター愛仁園	(福) 普仁会	080-0856	帯広市南町南6線26番地146	0155-49-2338	0155-49-3022
231	帯広市	地域包括支援センター帯広けいせい苑	(福) 慧誠会	089-1182	帯広市川西町西1線47番地3	0155-53-4771	0155-53-4771
232	音更町	音更町地域包括支援センター	音更町	080-0104	音更町新通8丁目5番地	0155-32-4567	0155-32-4576
233	士幌町	士幌町地域包括支援センター	士幌町	080-1214	士幌町字士幌西2線167番地	01564-5-2188	01564-5-2127
234	上士幌町	上士幌町地域包括支援センター	上士幌町	080-1408	上士幌町字上士幌東3線236番地	01564-2-5555	01564-2-4134
235	鹿追町	鹿追町地域包括支援センター	鹿追町	081-0222	鹿追町東町4丁目2番地	0156-66-1311	0156-66-1818
236	新得町	新得町地域包括支援センター	新得町	081-0013	新得町3条南3丁目5番地	0156-64-0533	0156-64-0534
237	清水町	清水町地域包括支援センター	清水町	089-0111	清水町南3条2丁目1番地1	0156-69-2233	0156-69-2223
238	更別村	更別村地域包括支援センター	更別村	089-1531	更別村字更別190番地1	0155-53-3000	0155-53-2111
239	大樹町	大樹町地域包括支援センター	大樹町	089-2145	大樹町暁町8番地1	01558-6-2111	01558-6-5121
240	広尾町	広尾町地域包括支援センター	広尾町	089-2692	広尾町西4条7丁目1番地	01558-2-3370	01558-2-6662
241	幕別町	幕別町地域包括支援センター	幕別町	089-0611	幕別町新町122番地の1	0155-54-3811	0155-54-3839
242	豊頃町	豊頃町地域包括支援センター	豊頃町	089-5392	豊頃町茂岩本町125番地	015-574-2214	015-574-3712
243	本別町	本別町地域包括支援センター	本別町	089-3325	本別町西美里別6-15	0156-22-9222	0156-22-6811
244	足寄町	足寄町地域包括支援センター	足寄町	089-3797	足寄町北1条4丁目48番地1	0156-25-9200	0156-25-9201
245	陸別町	陸別町地域包括支援センター	陸別町	089-4312	陸別町字陸別東2条3丁目2番地	0156-27-8001	0156-27-8002
246	芽室町	芽室町地域包括支援センター	芽室町	082-0014	芽室町東4条4丁目5	0155-62-9724	0155-62-0121
247	中札内村	中札内村地域包括支援センター	中札内村	089-1332	中札内村西2条南2丁目2番地	0155-67-2321	0155-63-4172
248	浦幌町	浦幌町地域包括支援センター	浦幌町	089-5692	浦幌町字北町8番地1 浦幌町保健福祉センター内	015-576-5111	015-576-5222

249	池田町	池田町地域包括支援センター	池田町	083-0023	池田町字西3条5丁目2番地7	015-572-2100	015-572-2862
250	釧路市	釧路市阿寒地域包括支援センター	釧路市	085-0292	釧路市阿寒町中央1丁目4番1号 阿寒町行政センター内	0154-66-2121	0154-66-1333
251	釧路市	釧路市音別地域包括支援センター	釧路市	088-0116	釧路市音別町中園2丁目119番地1 音別町福祉保健センターほほえみ内	01547-9-5252	01547-6-3017
252	釧路市	釧路市西部地域包括支援センター	(医) 豊慈会	084-0902	釧路市昭和190番地4462 老健くしろ内	0154-55-2666	0154-55-2600
253	釧路市	釧路市中部南地域包括支援センター	(医) 道東勤労者医療協会	085-0007	釧路市堀川町8番43号 ケアコートひまわり内	0154-24-1102	0154-23-7665
254	釧路市	釧路市東部北地域包括支援センター	(社医) 孝仁会	085-0821	釧路市鶴ヶ岱1丁目10番46号	0154-42-0600	0154-42-0800
255	釧路市	釧路市東部南地域包括支援センター	(福) 釧路市社会福祉協議会	085-0813	釧路市春採4丁目10番15号 望洋ふれあい交流センター内	0154-42-8222	0154-41-2588
256	釧路市	釧路市中部北地域包括支援センター	(福) 釧路啓生会	085-0063	釧路市文苑4丁目65番2号 ふみぞの東陽ビル1階	0154-36-1233	0154-36-1100
257	釧路町	釧路町地域包括支援センター	釧路町	088-0628	釧路町東陽大通西1丁目1番地1	0154-40-5217	0154-40-5240
258	厚岸町	厚岸町地域包括支援センター	厚岸町	088-1119	厚岸町住の江1丁目2番地 厚岸町保健福祉総合センターあみか21内	0153-53-3333	0153-53-3077
259	浜中町	浜中町地域包括支援センター	浜中町	088-1513	浜中町霧多布東3条1丁目12番地1 浜中町老人福祉センター内	0153-62-2307	0153-62-3049
260	標茶町	標茶町地域包括支援センター	標茶町	088-2311	標茶町開運4丁目2番地 標茶町ふれあい交流センター内	015-485-1515	015-485-2177
261	弟子屈町	弟子屈町地域包括支援センター	弟子屈町	088-3292	弟子屈町中央2丁目3番1	015-482-2935	015-482-2696
262	鶴居村	鶴居村地域包括支援センター	鶴居村	085-1203	鶴居村鶴居西1丁目1番地	0154-64-2999	0154-64-2577
263	白糠町	白糠町地域包括支援センター	白糠町	088-0392	白糠町西1条南1丁目1番地1	01547-2-2171	01547-2-4659
264	根室市	根室市地域包括支援センター	根室市	087-8711	根室市常盤町2丁目27番地	0153-23-6111	0153-29-2266
265	別海町	別海町地域包括支援センター	別海町	086-0205	別海町別海常盤町280番地	0153-79-5500	0153-75-2773
266	中標津町	中標津町地域包括支援センター	中標津町	086-1197	中標津町丸山2丁目22番地	0153-73-3111	0153-73-5333
267	標津町	標津町地域包括支援センター	標津町	086-1631	標津町北1条西5丁目6番1-2号	0153-82-1588	0153-82-1530
268	羅臼町	羅臼町地域包括支援センター	羅臼町	086-1892	羅臼町栄町100番地83	0153-87-5880	0153-87-5880

●その他関係機関一覧

関係機関名	所在地	電話番号
地域の身近な高齢者介護に関する 相談窓口 在宅介護支援センター	お近くのセンターについては、市区役所、町村役場 にお問い合わせください。	
生活全般・医療・法律・年金などの総 合相談や高齢者虐待に対する相談 北海道高齢者総合相談・虐待防止センター	札幌市中央区北2条西7丁目かでの2・7内	011-251-2525
法律相談など 札幌弁護士会法律相談センター 旭川弁護士会法律相談センター 釧路弁護士会法律相談センター 函館弁護士会法律相談センター	札幌市中央区北1条西10丁目 旭川市花咲町4丁目 釧路市柏木町4番3号 函館市上新川町1番3号	011-251-7730 0166-51-9527 0154-41-3444 0138-41-0232
常設人権相談所 札幌法務局 岩見沢支局 滝川支局 室蘭支局 苫小牧支局 日高支局 小樽支局 倶知安支局	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎内 岩見沢市有明町南1-12 滝川市緑町1-6-1 室蘭市入江町1-13 室蘭地方合同庁舎内 苫小牧市旭町3-3-7 苫小牧法務合同庁舎内 日高郡新ひだか町静内こうせい町2-4-1 小樽市港町5-2 虻田郡倶知安町南1条東3-1 倶知安地方合同庁舎内	011-709-2311 0126-22-0619 0125-23-2330 0143-22-5111 0144-34-7151 0146-42-0415 0134-23-3012 0136-22-0232
函館地方法務局 江差支局 八雲支局	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎内 檜山郡江差町字姥神町167-1 江差地方合同庁舎内 二世郡八雲町相生町108-8 八雲地方合同庁舎内	0138-23-7511 0139-52-1048 0137-62-2208
旭川地方法務局 名寄支局 留萌支局 紋別支局 稚内支局	旭川市宮前通東4155番31 旭川合同庁舎内 名寄市西1条南11-1-5 留萌市大町2-12 留萌地方合同庁舎内 紋別市花園町2-2-4 稚内市末広5-6-1 稚内地方合同庁舎内	0166-38-1111 01654-2-2349 0164-42-0492 0158-23-2521 0162-33-1122
釧路地方法務局 帯広支局 北見支局 根室支局	釧路市幸町10-3 釧路合同庁舎内 帯広市東5条南9-1-1 北見市高砂町14-14 根室市弥栄町1-18 根室地方行政合同庁舎内	0154-31-5014 0155-24-5823 0157-23-6166 0153-23-4874
地域福祉権利擁護事業等の相談 北海道地域福祉生活支援センター 石狩地区センター 渡島地区センター 檜山地区センター 後志地区センター 空知地区センター 上川地区センター 留萌地区センター 宗谷地区センター 網走地区センター 胆振地区センター 日高地区センター 十勝地区センター 釧路地区センター 根室地区センター 札幌市地域福祉生活支援センター	札幌市中央区北2条西7丁目かでの2・7内 函館市美原4丁目6-16 渡島合同庁舎内 檜山郡江差町字中歌町198-6 江差町地域振興センター内 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎内 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎内 旭川市永山6条19丁目1-1 上川合同庁舎内 留萌市住之江町2丁目1-2 留萌合同庁舎内 稚内市末広4丁目2-27 宗谷合同庁舎内 網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎内 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル内 浦河郡浦河町栄丘東通56号 日高合同庁舎内 帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎内 釧路市浦見2丁目2-54 釧路総合振興局内 根室市常盤町3-28 根室振興局内 札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター内	011-208-2941 0138-34-2941 0139-54-2941 0136-21-2941 0126-25-8284 0166-49-2941 0164-49-2965 0162-34-9905 0152-61-2941 0143-25-2941 0146-24-2941 0155-20-2941 0154-44-2941 0153-22-2941 011-633-2941

●参考文献一覧

- ・高齢者虐待に挑むー発見、介入、予防の視点
（中央法規／高齢者虐待防止研究会編）
- ・老人虐待 アメリカは老人の虐待にどう取り組んでいるか
（筒井書房／多々良紀夫編）
- ・高齢者虐待防止マニュアルー早期発見・早期対処への道案内
（財団法人 長寿社会開発センター／高齢者処遇研究会）
- ・高齢者虐待を防止するための提言
（日本弁護士連合会編）
- ・横須賀市高齢者虐待対応マニュアル（第2版）
（神奈川県横須賀市編）
- ・横須賀市高齢者虐待防止事業報告書
（神奈川県横須賀市編）
- ・高齢者虐待対応マニュアル
（東京都世田谷区編）
- ・処遇困難ケース対応マニュアル～やむを得ない事由による措置を中心として～
（群馬県編）
- ・市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について
（厚生労働省編）

●北海道高齢者虐待防止のためのマニュアル等作成委員会 (平成17年9月)

所 属	氏 名	備 考
北星学園大学教授	大 内 高 雄	委員長
北海道医療大学教授	石 川 秀 也	委員長代理
北海道ぼけ老人を支える家族の会事務局長	西 村 敏 子	
北海道保健福祉部高齢者保健福祉課長	竹 林 経 治	
高齢者保健福祉課医療参事	山 本 長 史	
高齢者保健福祉課主幹	笠 原 敏 裕	
高齢者保健福祉課主幹	長谷川 健 一	
高齢者保健福祉課主幹	千 葉 律 子	
地域福祉課主査	木 幡 千代子	
高齢者保健福祉課主査	森 本 秀 樹	
介護保険課主査	今 川 洋 子	
高齢者保健福祉課主査	西 館 公 生	事務局
高齢者保健福祉課主任	秋 田 裕 幸	〃
高齢者保健福祉課主任	岡 村 紀 孝	〃

オブザーバー 石 原 宏 治 (北海道新聞編集局)

●北海道高齢者虐待に関する研究会 (第2次：平成18年6月～)

所 属	氏 名	備 考
北星学園大学教授	大 内 高 雄	座長
北海道医療大学教授	石 川 秀 也	座長代理
北海道認知症の人を支える家族の会事務局長	西 村 敏 子	
北広島市保健福祉部高齢者支援課長	小 西 洋 一	
札幌市厚別区地域包括支援センター	石 崎 剛	
北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課長	志比川 薫	
高齢者保健福祉課医療参事	山 本 長 史	
高齢者保健福祉課主幹	笠 原 敏 裕	
高齢者保健福祉課主幹	長谷川 健 一	
高齢者保健福祉課主幹	千 葉 律 子	
福祉援護課主査	木 幡 千代子	
高齢者保健福祉課主査	森 本 秀 樹	
介護保険課主査	今 川 洋 子	
高齢者保健福祉課主査	西 館 公 生	事務局
高齢者保健福祉課主任	岡 村 紀 孝	〃
高齢者保健福祉課主事	三 浦 貴 友	〃

オブザーバー 石 原 宏 治 (北海道新聞余市支局長)

影 久 真 美 (北広島市保健福祉部高齢者支援課主査)